

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

平成 2 9 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成29年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○平成29年12月1日（金）午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	都市整備部長	木下研一
副町長 中口守可	教育次長	竹下雅樹
副町長 松田康博	水道事業理事	鵜久森敦
教育長 笠間光弘	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	しあわせ創造部 理 事
総務部長 西啓介	都市整備部理事	波戸元雅一
財政改革部長 四至本直秀	危機管理監 兼危機管理担当課長	家永淳
しあわせ創造部長 古橋重和		川端慎也

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成29年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

11番 竹原伸晃 12番 小川日出夫

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第4回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時でございます。

本日の出席議員は12名、全員でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。11番、竹原伸晃君、12番、小川日出夫君、以上の2名の方をお願いします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、平成29年12月第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

季節外れの台風21号の影響で南海電鉄の男里川の鉄橋が傾き、10月22日以降からバスによる代替運行や一部の区間での単線相互運行を経て、去る11月23日に平常どおりの時刻表で運転が始まったところです。

この間、通勤、通学に利用していた住民の方々におかれましては、早朝からの起床や乗車までの長い待ち時間と混雑などで大変な状況にあったと聞き及んでおります。改めて公共交通の大切さを感じ取ったところであります。

私も早速、10月25日に国土交通省鉄道局に大阪府市長会会長の坂口高石市長と訪問し、南海本線の早期復旧への支援を要望したところであり、南海電鉄の遠北社長からも直接謝意の電話をいただいたところです。災害後、いかに早く復旧できるかが大切な要素であったと教訓を得たところであり、

一方、町内では、西川東川の水位が高まり、西、中、港の地区に多奈川小学校への避難指示を出す状況が生じました。

河川の決壊に至らず、大事には及ばなかったものの、河川管理者の大阪府に対し、日ごろからの維持管理や河川の浚渫などの整備を強く要望したところであり、

本日の一般質問もごさいますので、詳細は控えさせていただきますが、今後も減災、復旧の要請など、町長としてできることをしっかりと対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に現在ご提案申し上げております議案につきましては、平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）など補正予算6件、岬町手話言語条例を制定する件の条例制定が1件、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件など条例の一部を改正する件が4件、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件など指定管理者の指定の件が2件、以上、議案13件でございます。

何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、奥野 学君。

○奥野 学議員 おはようございます。奥野 学でございます。

質問させていただく前に、過日、9月末に行われました岬町長選挙におきまして、今回は無投票にて再選されました田代町長、改めてご当選まことにおめでとうございます。

2期8年のいろいろなご努力が住民の皆様方に信任された結果であります。今後の4年間におきましても引き続き町民の皆様方が安全で安心して暮らせるよう、また、岬町がより一層活性化し、元気なまちとなり、多くの方々が岬町に訪問したくなるようなまちづくりもあわせて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

まず1点目は、深日火葬場解体撤去工事についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成25年3月定例議会及び平成28年12月定例議会においても同様の質問をさせていただいております。

本年度、平成29年度予算で解体費用2,900万円余りが予算組みをされております。しかし、一向に解体される様子が全くありません。そして、古い骨つぼも山積みされたまま放置されております。

改めて解体工事進捗予定をお聞きいたします。

そして、これも以前にお尋ねいたしております解体後の跡地整備計画として駐車場不足、墓地不足を解消するためにそれぞれを増設を要望を重ねてまいりました。今後の整備計画をあわせてお聞かせ願います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事　深日火葬場の解体工事の進捗状況と跡地利用についてお答えさせていただきます。

深日火葬場につきましては、淡輪火葬場の新築に伴い休止しておりました。これまで、建物や煙突の老朽化が著しいことから、解体の上、跡地の有効利用を図るべきとのご意見もいただいていたところです。

火葬場の解体に当たりましては、一昨年度に解体に伴うダイオキシン類等の調査を、昨年度に解体工事の実施設計を行い、本年度に解体工事を行う計画としております。

なお、ご指摘のありました骨つぼにつきましても同時に処分することとしております。

当該施設はごみ焼却場のような一般廃棄物処理施設には当たらず、ダイオキシン類対策特別措置法の適用外施設ではありますが、一昨年度の調査において煙道や炉内にダイオキシン類が、建屋の屋根材にアスベストが認められております。

これにより、解体に当たってはダイオキシン類対策特別措置法に準拠した飛散暴露防止対策を施し、またアスベストについても適正に処分する必要があります。

これを踏まえ、現在、指名競争入札に付すべく業者選定等の準備を進めているところでございます。

工事発注まで時間を要しておりますが、年度内の完了に向け早急に進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、解体後の跡地につきましては、埋め戻した後、墓地としての利用を図る予定で考えております。

○道工晴久議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　先ほどの答弁でいきますと、火葬場の解体は年度内に予定どおり行うと

いう答弁でございましたので、早急に準備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

跡地整備として、墓地の増設を行っていただけるという答弁もいただきました。大変うれしく思っております。

新しい墓地を希望される方がたくさんおられます。これから、来年度予算編成が行われる時期でありますので、よろしくお願ひいたします。

町道から墓地駐車場入り口部分への進入路についての官民境界線の明示が済んでいるのか、改めてお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、波戸元雅一君。

○波戸元しあわせ創造部理事 現在、町道から深日火葬場への進入路につきましては、墓参等に来られた方が駐車場として利用されておりますが、舗装もされておらず未整備の現状です。

当該箇所については、公図上では池の堤、里道及び民有地が混在しており、これらの境界も明確ではありません。このことから、本年度において境界確定作業を行っておりますが、家屋等の既設構造物や過去の経緯などもあり、時間を要している現状です。早急に地権者との現場立ち会い、協議等を経て確定完了をしたいと考えております。

境界確定の後には、地権者との協議を行いながら進入路の整備について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今後、解体に並行して早急に明示作業に入っていただきたいというふうに思ひます。

官民境界の作業もあわせてよろしくお願ひいたします。

続いて、2点目の質問を行います。旧深日保育所解体撤去工事についてお尋ねをいたします。

本年度予算で解体撤去工事实施設計業務委託料として300万円組まれております。現在の進捗状況をお聞かせ願ひます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 旧深日保育所につきましては、現在、解体に向けた実施設計を行ってるところでございますので、来年度中に解体撤去をする予定といたしてあります。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 では、来年度で解体の作業ということでございましたので、そちらもよろしくお願ひしたいと思ひます。

しかし、この現場は以前は宝樹寺があそこにあり、その解体後に保育所用地を確保し新築されました。

現状の道路幅員から大型重機が全く入れません。改めてお寺の解体及び保育所の新築がどのように行われたのか想像が付きません。新しい工事用進入路はどこにどれぐらいの道路を予定されているのかご説明をお願いいたします。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

先ほど、来年度中に解体撤去をするというふうにお答えをさせていただきました。また、解体撤去の跡地につきましては、多目的広場として活用してまいりたいと考えてございます。

これは、深日保育所を小学校に併設する際に、保護者の方から深日地区には児童遊園が少なく、また規模も小さいので大きめの公園が欲しいというご意見もあったことを踏まえて、隣接する児童遊園、あるいは老人憩の家を利用される高齢者も含めて、多様な世代が活用できる広場として活用してまいりたいと考えております。

また、住宅密集地に位置してございますので、災害時の一時避難地としても活用できると考えてございます。

なお、跡地の利用につきましては、深日自治区長会にもご了承を得ているところでございます。

さて、ご質問の旧深日保育所につきましては、周辺の道路が狭くて解体工事の実施に当たりましては工事用の仮設進入路が必要となってまいりますことから、現在、検討しているルートにかかる地権者に協力をお願いしているところでございます。

地権者の方からは、事業にご協力をいただける旨のお話はいただいております。今後、詳細について協議をしてまいりたいと考えてございます。

議員ご指摘の進入路用地、いわゆる本接道路の設置につきましては、現在、地権者の方からはあくまでも工事用の仮設用進入路としてご協力をいただけるということでございまして、また家屋等建物にできるだけ影響がないようにルートを設定する必要もございまして、

買収には課題も多いと考えられます。加えて、買収には財政状況も考慮する必要もございまして、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　あと、整備後は多目的広場として、そして災害時の一時避難地として確保するのであれば、建物解体時の工事用進入路を新たに町道として整備することが必要

ではないかと考えております。

現在、旧保育所の接続している町道は軽トラックがようやく通れる1本と、その他の2本は全く車両が通れません。人が通行できるだけの道路幅しかありません。

この新しい町道が確保できれば救急車や消防車が入ることができ、地権者の方々も自宅まで自家用車が入れるようになりますので、用地確保の交渉も楽にできるのではないかと考えますが、見解はいかがでしょうか。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

先ほども少し答えさせていただきましたが、地権者の方からは撤去工事に対して進入路のご協力をいただくことはご了承を得ているところでございます。

しかしながら、あくまでも工事用の仮設進入路としてご協力をいただけるということでごございまして、また、建物等にできるだけ影響のないようにルートを設定する必要もございまして、買収には課題も多いと考えているところでございます。

また、財政状況も考慮する必要もございまして、本接道路、いわゆる町道の整備については慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　跡地整備として多目的広場、災害時の一時避難地となるのであれば、工事用進入路をこの際に新たな町道として緊急車両が出入りできる道を確保しておくべきと考えますので、よろしく願いいたします。

続いて、3点目の質問を行います。深日ふれあい漁港・漁村整備事業についてお尋ねをいたします。

この質問も平成27年12月定例議会に行っております。

そのときの答弁で、田代町長より、その当時の詳細な現況報告をいただいております。悪臭や浸水被害が発生しないよう、内水、排水設備ができない限り大阪府より移管を受けないとのことでありました。

しかし、それから丸2年が経過しておりますが、大阪府から岬町への移管について現在どのようになっているのか、また、問題点も含めてお尋ねをいたします。

○道工晴久議長　都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長　お答えします。

深日漁港の移管についてでございますが、この深日漁港の整備につきましては、平成27年12月議会でご質問いただいた際にお答えしておりますとおり、大阪府において平成5年度に水産庁から認定を受け、平成7年度に着手、埋め立て造成や漁港整備は終

えたものの、平成20年、大阪府の財政難により、次期事業として計画していた緑地、多目的広場、駐車場、休息所などの環境整備事業が休止状況となりました。

その後、多目的広場につきましては国の交付金を活用し、平成26年度に事業着手し、平成28年度に完了したこととなっております。

深日漁港整備後の問題点でございますが、2点ございます。

まず、1点目でございますが、平成19年11月に整備した排水管路内から悪臭が発生したことがございます。付近住民の方には大変ご迷惑をおかけしておりますが、現在、大阪府において定期的な清掃を行っており、今のところ悪臭の発生はしてございませんが、いまだ抜本的な解消対策が講じられていない状況となっております。

次に、2点目でございますが、最も重要な問題と考えておりますのが、平成21年11月と平成22年7月に大雨により発生した漁港周辺の市街地の浸水被害でございます。

具体的には、北出地区の一角が浸水するというような状況が起きたことで、町長も住民の生命と財産を守る立場から、この問題を早急に解決していただくことが最優先であるという考えを大阪府に主張しているところでございます。

今後、悪臭や浸水被害が発生しないよう、埋立地内の内水、排水設備を整備するように大阪府に対し、継続して要請しているところでございますが、いまだ整備がなされていない状況でございます。

この間、大阪府からは深日ふれあい漁港の整備が完了したことから、広場の移管を求められていますが、本町といたしましてはこうした問題が解決しない限り移管を受けないことを以前から明言しており、大阪府において解消対策を講じていただくよう引き続き要請していく姿勢に変わりがない状況でございます。

以上です。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁からは悪臭や浸水被害が出ないような対策を大阪府において全く前進していないようで、私は以前から申し上げているとおり、この広大な土地の有効な活用がみなとオアシスみさき、深日洲本航路の再開などとあわせて岬町の今後の活性化の重要目玉用地にしたいと考えます。

11月中旬に同級生20人ほどとともに北陸方面に行つてまいりました。帰る途中、敦賀市内にある海産物ショッピングができる日本海さかな街に立ち寄りました。カニの解禁もあり、観光客で大変なにぎわいでした。駐車場も大型観光バスや自家用車でいっぱいあります。このような集客施設がこの広大な土地にできればと思います。

また、田代町長が推進された道の駅みさきも開業以来大変にぎわい、多くの方々にお

越しいただいていることに大変うれしく思います。

今後の決算においても、利益の一部が岬町に入ってくるのがどれぐらいになるのか、興味深く思っております。

今後、我々深日議員団はもとより、岬町議会として大阪府への要望活動を積極的に推進する必要があると考えます。

今後、大阪府に対して要望活動をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

深日漁港の広大な土地、有効活用についてでございますが、広場の有効活用につきましては、現在、深日漁業協同組合と商工会の皆様でご尽力いただき、継続して実施していただいております。

深日漁港ふれあいフェスティバルを引き続き実施していただきたいと考えてございます。そのため、支援も継続していきたいと考えてございます。

また、深日漁業協同組合の浜の活力再生プランには、ふれあい漁港を漁港や漁村の良質な自然環境や特性を生かした漁村住民と都市住民のふれあいの場づくりとして、直売所や観光体験漁業などを実施する旨の記載がなされている状況でございます。その辺の活用をさせていただきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 大阪府への要望はどうなってるかという質問に対して答えてください。

○木下都市整備部長 すみません、お答えさせていただきます。

要望につきましては、先ほど答弁させていただいたように、そういった姿勢を示して、大阪府に対して今後、改善するように要望していきたいと考えてございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 大阪府からの移管が全く前進してないようですので、排水工事等の要望活動、我々議会としても、理事者側とあわせて強力な要望活動をしなれないといけないうふうに思います。

そして、先ほどからのこの広大な土地を大阪府からお借りして1年に1回だけ10月に深日漁協ふれあいフェスタとして岬町商工会並びに深日漁業組合さんの協力により毎年盛大にイベントを開催していただいております。

今年の10月22日はあいにく台風により中止となってしまいました。いろいろと準備をしていただきながら大変残念なことになってしまいました。

このイベント用に毎年55万円の補助金がついています。さらに、大阪府に協力をい

ただき、毎年このようなイベントを三、四回開催してはいかがと考えます。

例えば、全国あちらこちらで軽トラック市というのが盛大に開催されています。軽トラックを持ち寄り、農作業車は移動店舗に早変わり、地元の特産品を売る市が全国的に広がっています。

今年8月22日の日本経済新聞の朝刊に、1ページ分全面に軽トラック市の記事が載っておりました。10月28日に静岡県磐田市で全国軽トラック市サミットが開催されております。近いうちに私も視察に、磐田市商工会議所に行って詳細を聞いてまいりたいと考えております。

今後、1年のうちに3回から4回イベントができるような仕掛けが必要と考えますが、見解はいかがでしょう。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

広場の有効活用につきましては、先ほども答弁させていただいたように、現在、深日漁港協同組合と商工会の皆様でご尽力いただきまして継続して実施していただいております。深日漁港ふれあいフェスティバルを引き続き実施していただきたいと考えてございます。そのための支援も継続していきたいと考えてございます。

また、深日漁業協同組合におきましては、浜の活力再生プランにはふれあい漁港や漁村の良好な自然環境や特性を活かした漁村住民と都市住民の触れ合いの場づくりとして直売所や観光体験漁業などを実施する旨の記載がございます。

町といたしましては、こうしたことも踏まえまして、議員ご提案の軽トラック市の事例等の調査研究に努め、商工会に協力を得ながらふれあい漁港という位置づけにふさわしい、地域の方と町外の方が触れ合い、にぎわう場所としてこの広場が住民の皆様にも親しまれますよう、有効活用されますよう努力してまいりたいと思っております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 最後に、田代町長にお尋ねをいたします。

先ほどから木下部長から深日漁港の移管問題や新たな広場の有効活用の提案などを質問させていただきました。

今後、田代町長は広場の移管問題や広場の有効活用方法、また、移管された跡地利用についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

深日漁港のふれあい広場については先ほど部長のほうから答弁をした中身と全く同じ

であります。

その中で、現在、大阪府が事業実施をいたしましたふれあい漁港整備の跡地がまだ未完了のままで移管ができてない状況は前回の議会でもご答弁させてもらいました。

その中で、私どもとしては大阪府について何度も同じことを申し上げております。深日付近住民の生命と財産を守るとというのが時の町長の責務である。このことから、やはり欠陥商品ではいけないと、きっちりとした立派な商品を提供してほしいということを申し上げております。

つまり、欠陥商品とは、先ほど部長のほうから答弁があったように、いわば浸水被害、また高潮被害、そういったものがあつた場合に付近住民、特に北出地区においてはどうしても浸水被害が起きてしまう可能性が大であります。

そんな中で、平成22年の台風で北出地区一帯が床上、床下浸水があつた経過というのはご存じかと思ひます。奥野議員さんもお苦勞なさつたと聞いております。

そういった中で、やはり浸水対策をするには内水排除をしっかりとしたほうが、その対策をやつていただかないと、我々で埋立地広場の内水排除はできないということを申し上げております。

そして、2点目は、先ほど担当部長が言つたように、悪臭対策、これは付近住民の方から非常に悪臭がきつゐということから調査した結果、海水の、いわば青草というんですか、そういった海藻類が混入して、それが、いわば暑い夏場のときににおいがするということで、なかなか排水がうまくいってないということもあつてその調査も依頼をいたしました。大阪府いわく、内水排除については相当な金がかかるから、非常に難しいという結論であります。

その悪臭対策については、毎年1回ないし2回、汚泥引き抜きをやつているから、それを毎年続けていくというような説明がございました。

では、岬町がそれを受けた場合、毎年一、二回悪臭対策をやつていかなければあの施設が使えないというような施設ではだめだということを私は申し上げております。

そのためには、やはり悪臭対策は配水管の、そういった調査並びに上から流れてくる、いわば排水がうまく流れるように、海のほうに流れるように、整備をしてほしいということも申し上げております。

内水排除についてはどこの部分をいうのかと言ひますと、海のほうに向かつて右、長松海岸のほうにゲートがござひます。そのゲートを閉めることによって、満潮時期、高潮時期にはあれを閉めなければ中へ海水が入ってきますので、あれを閉めるとなつた場合に、大雨が降つて最中に閉めた場合、北出地区一帯は浸水被害を受けるといふこと

から、あのゲートに何とか内水排除のポンプを設置してほしいということを申し上げております。

大阪府としては非常に莫大な金がかかるということから、なかなか大阪府からの返事がもらえてないというのが現状であります。

そういったことで、まず完全な施設として私は移管を受けたいというのが、それはやはり住民の生命と財産を守る立場から大阪府に大変申しわけないと思っておりますけども、そういった具合で今、移管を、現在、大阪府に待ってくれというのが現状であります。

では、次に、膨大な跡地をどうするんだと、もし移管受けた場合にどうするんだということになりますが、おっしゃるとおり、あれだけの広場ですから、漁港の漁民の皆さんと地域の皆さん、そして地域以外の皆さんが一堂にして港をうまく活用してふれあいをしていく、感じていくというのが趣旨であったかのように記憶をしておりますけども、そういった中で年に1回、漁港ふれあいフェスティバル、そういったものを今、開催しておりますけども、多くの方、約7,000人から8,000の方が今、訪れていただいております。

これは道の駅と競合するのではなくて、やはり新しく多くの方が町外から商工会の関係の方もおいでいただいて、80ほどのブースをつくっていただいて、そこにいろんな商品を置いていただいて多くの方に来て、食べて、買っていただくという、そういう催し物を年に1回入れて、岬町の一つの大きなイベントになってきてるかなと、このように思っております。

そんな中で、じゃあ、それが終わって年に1回でいいのかということも私もおっしゃるとおりもう少し何かあったらなというのを考えております。

当初の計画、ふれあい漁港整備計画ではミニ水族館とか、いろんな漁港専門のいろんな建屋の計画があったんですけども、多奈川港地区にも同じような計画がございました。

しかし、多奈川谷川港については、全く漁港についてはその話が頓挫して現在大阪府と谷川漁港さんとの話し合いのテーブルを持って続けておるところですけども、深日漁港については、今言ったような、当時の計画は非常に難しいかなというのも私も十分承知しておりますけども、何らかの、また関係者、漁業の関係者や商工会、または地域の団体の皆さんたち、関係者の皆さん方の意見を十分聞いて、何か他にイベントとしてやれることがあればやっていきたいと。

議員さんからご提案をいただいておりますトラック市の問題も後でご質問があらうかと思

いますけども、そういったことも私はいいんじゃないかなというふうなことも考えて、いろいろとイベントについては考えておりますけども、ただ、あれだけの土地ですから、毎年人があそこへ寄ってくる、そういった施設も含めて大阪府に要望してまいりたいと、このように思っておるところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、ありがとうございます。

やはり、納得のいく方法をもって移管を受けられるよう、今後も議会も一緒になって大阪府に要望活動をしなれないと思っております。連携してともに頑張りたいと考えております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました大阪維新の会、竹原伸晃でございます。

指名いただきました議長、ありがとうございます。

本日、一般質問に当たり、大きく2点質問をさせていただこうと思っております。

1点目は、安心安全なまちづくりについて。2点目は、岬町の臨時職員についてという事です。

答弁を予定されている理事者側については、明快な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問に早速入ります。

私自身、毎年12月の定例会には防災部門、この安心安全なまちづくりというシリーズでさせていただいております。

その中で、いろいろ消防団の話であったりとかさせてもらってる中、ここ数年はずっと自主防災組織について質問をさせていただいております。

なぜ、自主防災組織についてずっとしているのかというと、やはり、大規模な災害が起こったときに自分の身を自分で守る、これが命を守る7割だと言われて、また、近所のもの、また家族、そのところで守るというのが2割、公的な支援というのが1割という中の、その2割のところですね。周り、近所、家族で何とか身を守ろうといったものが大体自治区単位で整備されている自主防災組織だと思います。

この自主防災組織というのは全国的にもかなり広がりを見せておりまして、組織率というのが上がってきているという中、岬町でもかなり取り組まれていると思います。

そのために、岬町では資機材の補助金等々も予算組んでおられます。その活用状況と岬町における自主防災組織の設立状況について、まず現状どうなっているのか担当から

答弁をいただきたいです。お願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織は自分たちのまちは自分たちで守るという自覚、連帯感に基づいて自主的に結成されたものであります。本町では自治区単位で組織されております。

また、災害対策基本法におきましても、市町村がその充実に努めるよう規定されており、自主防災組織の育成は行政の重要な役割であると認識をしております。

本町では自主防災組織の育成を目的とし、防災活動に必要な資機材を整備していただくため、平成27年度に岬町自主防災組織育成補助金交付要綱を制定し、平成28年度から補助制度を開始したところであります。

この補助制度の活用状況としましては、平成28年度は10自主防災組織に対し117万264円、本年度におきましては、現在4自主防災組織に対し47万7,494円の補助金を交付し、発電機、拡声器、簡易デジタル無線機、ヘルメット、消火器など、自主防災組織の充実強化に向けた整備に活用されておるところでございます。

次に、自主防災組織の設立状況についてご説明をさせていただきます。

自主防災組織の設立状況としまして、平成27年度末に61自治区中40自治区で自主防災組織が設立されておりました。

平成28年度には1自治区、本年度におきましても3自治区が自主防災組織を設立し、現在の自主防災組織の数は44となっております。

また、この補助制度を契機に、自主防災組織の設立を検討されている自治区からのご相談も現在あるところであります。

以上です。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま危機管理監から活用状況並びに設立状況をお聞きしました。

年々増えてきているなというふうに喜んでおるところなんですけども、一つ心配するところは、年数がたった古い経験のあると言うんですか、ずっと活動されてる自主防災組織はとても心配は要らないなとは思いますが、まず一番最初につくって、そのまま名簿だけ、規約だけあって、それを順送り、順送りしてて一個もその資料を見たことない区長さんとかもあるのかな。そういうところにどうしてもある、自主防災組織があると丸になってると思うんですけど、そうじゃなしに、ある程度だんだんと薄れてきてるところがあると思うんです。そこを何とか掘り起こす活動というのをずっとしてほしいなと思います。そのためには、各自主防災組織において訓練等をしてもらうのが

一番手っ取り早いかな。

やはり、組織があっても名簿だけではなしに、規約だけではなしに、実際に何かをしてもらう。小単位で、やっぱり浜のほうの自治区もあれば、山間部の自治区もあり、また商業エリアの自治区もあるのかな。そんな中で、その地域に合った自主防災組織のそれぞれの訓練というのをしてもらいたいと思うんですが、そういう訓練、実際されていると思うんですけども、どんな感じでされてるのか、一度披露していただければと思います。お願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、自主防災組織については設立されたままの状態であるとか、設立された後、積極的に防災訓練などに取り組んでいただいている自治区もあります。

私どもとしましては、機会をとらまえて、自主防災組織体制の見直しについて、自主防災組織に対して働きかけを行っているところです。

続きまして、自主防災組織の訓練等の状況についてということでご説明をさせていただきます。

昨年度では、淡輪12区におきまして、初めて防災訓練に取り組んでいただきました。防災訓練の概要としましては、避難訓練、火災消火訓練、救急救命訓練を実施しております。

淡輪12区は旧国道26号線で地区が分断されているため、避難訓練を行うに当たっては地区の役員等で検討し、工夫がされたというふうに聞いております。

火災消火訓練では、地元消防団にご協力をいただきまして、ホース延長や接続方法などを体験されました。

この地区での防災訓練の特徴としましては、訓練終了後にアンケート調査を実施するとともに、後日アンケートの結果を自治区内に回覧で周知し、次回の訓練の参考にするとのことでした。

今年度におきましても、防災訓練の実施を検討されている淡輪10区、11区の役員会のお借りしまして、自主防災組織の重要性、必要性を説明させていただきまして、積極的に質問される地区役員の皆さんに、改めて防災意識の高さを感じたところであります。

災害発生時には地域の人々が互いに協力し、助け合い、行動ができる地域防災の輪として、自主防災の組織化を推進するため、今後も積極的に地域に出向き、防災意識の普及向上に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監から何個かの取り組みを説明していただきました。

実際に、みさき公園の15区さんにおいてはすばらしい避難訓練をされてます、これ、毎年されてるのかな。ずっと自治区とは別の自主防災組織自身が1軒1軒訪ね歩いて安否確認を行ったりとかしております。

そういう先進的な自治区の事例をずっとやってないところに広めていくような活動と、こののをこれからも広めていっていただきたい。

次の質問に移るんですけども、そのためにやっぱり必要なのは、ここで言う危機管理担当の充実でございます。

去年も同じ質問したんです。当町の危機管理部門というのは、消防団についてもそうですけど、自治区というのでも担当されております。

その中、担当職員というのが、現在、ほぼ2名。プラス再任用職員ということで、そこが1人が出ていってたら残り1人。2人とも出てるというときもかなりあるといった中、大規模災害に向けてこういう体制で大丈夫かな、災害のときにはきちっと組織ができて、ずっと町長を筆頭に詰められておりますが、その中、やっぱり常日ごろから準備している危機管理の部署を充実させることが、岬町の安全を守るという点では必要なところだと思うんですね。

行財政改革というのを岬町進めてるといのはわかりますし、防災というところに職員を張りつける、お金をかけるというのは、保険と一緒に、効果が目に見えないところではあるんですけど、これ、必ず必要だと思うんですけど、その点、危機管理担当というよりか、人事部局のほうに答弁をお願いしたいと思います。どのように思っておられますか、お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

まず、危機管理担当の重要度の認識について、我々人事のほうからどのように考えているのかということもございしますので、その面から考えていきたいと思っております。

最近では、台風21号による記録的な豪雨がございました。河川が急激な水位の上昇により西川、東川が決壊する恐れが生じ、西地区、中地区、港地区に多奈川小学校への避難指示を発令しました。

過去には、昭和27年に集中豪雨による西川の決壊によって家屋が押し流され、死亡者が出ております。また、今後においては南海トラフ巨大地震による津波の発生も予想されております。

危機管理担当の重要度の認識につきましては、災害対策本部に私だけでなく、人事担当課長もメンバーとなっております。

気象警報が出れば、災害警戒本部や災害対策本部に出動し、非常時にその任務を遂行している状況にあります。この非常時での現場の中で消防署や消防団と救助において協力していく体制などについて体験を重ねていることから、防災・減災に対する意識は人事担当の私どもも身をもって認識しているところでございます。

そういう中で、危機管理担当の人事体制は先ほどおっしゃったとおり、昨年度と比べますと正職員は1名減でございますが、私のほかに危機管理監、担当主幹、再任用職員また臨時職員1名の体制でやっているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まず、私自身の経験で、消防団で消防車を出すときには消防車には絶対3人乗っていかなければならないんですよ。なぜかと言うと、水を出すホースの先を持つ係、また、水を出すコックをひねる係、その連絡員の係、3人必要なんです。3人、どこが欠けても水出せないんですよ。

そういうような感じで、やはり現場で張りつく係、本部で指示する係、その連絡係というのは必ず3人必要なんですよ。そこを踏まえて、また、今年においては定年を迎える職員さんもかなりあるという中で、危機管理の担当としては、やはり町在住の職員といたら限られてる中、そういう方を指名せなあかんとは思いますが、かなり難しいところだとは思いますが、そこを充実させることによってまちを守る、この防災いろいろな災害、多種多様な災害に対するために、その充実を求めたいと思います。

これは人事に関する事なんで、ここまででとどめておきます。

次の質問ですが、阪南市にできる新署所は岬町民にどれだけの効果があるか、これを一つ検証したいと思います。

この質問をするに当たりまして、議長に一つお願いがございます。私、資料を印刷してきておりますので、皆さんに配らせていただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。

○道工晴久議長 事前に見させていただきましたので、配ってください、どうぞ。

(資料配付)

○道工晴久議長 お手元に届きましたですか。では、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 本来なら、こういうパネルみたいなのを用意したらよかったですけど、こういうふうに配らせてもらったほうがわかりやすいかなと思って用意させていただきました。

まず、阪南市にできる新署所というのを運用するというような、来年の4月1日からとお聞きしました。

この署所においては、現在の阪南署、阪南郵便局の裏にある署と岬署、深日ロータリーにちょっと孝子側に行ったとことにある署の中間につくる署という位置づけで、泉州南消防組合を設立したときに必ず設けるということで岬町民にとってはかなりメリットがあるだろうという認識でいました。

そこで、この署ができるに当たって、いろいろな計算されてると思うんです。その中で岬町においてどれだけメリットあるかというのを消防署からも聞いておられると思いますので、それをどれだけあるのか一度答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 竹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度から運用を始めます阪南消防署南西分署につきましては、消防組合設立前の泉州南ブロック広域消防運営計画におきまして、阪南市南西部と岬町境界付近の消防力の空白地帯を埋めるべく計画されたものであります。

泉州南消防組合では、平成28年度におきまして常備消防力適正配置調査を行っております。その調査報告書によりますと、阪南消防署南西分署の運用開始に伴いまして、阪南市南西部と岬町境界付近の消防力の空白地帯では、緊急自動車の到着時間が、岬消防署からの到着より大きく改善されるとのことをございました。

また、岬町全域としましても、8分以内の到着率が65%から1%向上し66%に、10分以内の到着率が89%から1%向上し90%となり、平均の走行時間で申しますと6.7分から0.1分短縮され、6.6分になるとのことをございました。

泉州南消防組合では、この常備消防力適正配置報告書に基づき、今後、中長期的な消防署の適正な配置計画を立てる予定であると聞き及んでおります。

以上です。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今の答弁いただきまして、まことに申しわけないんですけども、聞き間違いかどうかわからないんですけど、0.1分と聞こえたんです。0.1分というのは何秒であるのか、ちょっと、もう一回言うてみて。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご説明をさせていただきました平均走行時間6.7分から0.1分短縮されるということで、6秒短縮されるということになります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 6秒でした。皆さん、深呼吸しましょうか。6秒です。この6秒で命の助かる方、やっぱり、それもいらっしゃるかなと思いながら。

阪南南西分署でしたか、西南分署でしたか、できて効果が6秒であると明らかになりました。

そんな中、何とも言えない気持ちですね、これがね、もっと効果があるんじゃないかと期待してたわけです。実際によくよく考えてみました。

そこで、ここに資料つけさせていただいておりますが、スカイタウンの入り口といいますと、ここでバッテンさせていただいてるんですけども、スカイタウンの入り口といいますと、バイパスの乗り口というのは間違いないところで、バイパスに乗って岬町に来てくれるのかな。

そうすると、おり口が淡輪ランプまでしかない。淡輪ランプで降りて引き返して淡輪の村の中に入って行く。もしくは、一つ手前の箱ノ浦ランプで急な坂をおりながら向かってくれる。もしくは、一旦、箱作の駅まで出でずっと旧2国を来てくれる。そういう、ほんまにメリットのあるというたら、岬町の一番東側の境界に当たるところぐらいではないかなと思われま。

何かの資料でいただきました、この新しい署、建設費用幾らかかったのかと聞きますと9億円。岬町の負担割合9%、掛け算したら岬町どんだけ出してるかといった中、もっとメリットを出さんと、これは町民に怒られるでと私は普通に思うんです。

そこで、一つ、私が思いついたではないんですけども、日々、緊急車両が通れたらなと思うところをここで写真を撮ってきてます。

説明よりも図を見てもうたらと思うんですけど、バイパスの阪南市から岬町に入って、トンネル二つあって、トンネルを出て望海坂の一つ目と二つ目に橋がありまして、その間に工事用車両が通行してた進入路みたいなのがございます。

実際、望海坂3丁目とって、山側にある住宅地に入れるようになったのがここ1年か2年の話だったと思うんですけども、その入れるようになったところを造成してたんかなと思うんですけど、その道がそのまま残ってるわけです。

今、誰も通っていないので草がぼうぼうに生えておりまして、下側、お配りした資料の左下の写真ですけども、ガードレールで封鎖。上側は、その右下の写真ですけども、フェンスで閉鎖されております。

この工事用車両を鍵でもつけて、緊急車両だけ鍵を渡しておいて通行してもらおうということになると、かなりの時間短縮になるんじゃないか。

過日、実際、自分、その0.1分、6秒というのを聞きしたので、泉州南の消防署に行っていました。

そして、仮にこういう道ができたとしたら0.1分がもっと早くなりますかと単純にお聞きしたところ、それは早くなります。かなり早くなりますというのは、人口が多いところが早く着くと、その割合というのが早くなると。

望海坂エリアはかなりの人口がありますので、そこに到着する時間が、どうやらな、下からぐるっと回って来るよりも直接ここを通じぱつと行ったほうが四、五分は早くなるのではないかと。それが何千人という人間がいますので、平均0.1分というのがほんまに1分、2分早くなるのではないかと単純に思って、そうではないですかって聞いたら、消防署の職員さんは、この計算は緻密な計算方法があるので一概には言えませんが、私たちは今ある道路の計算しかできません。それがあいたということで、この道を使えるようになったならばもう一度再計算しますという答えですけども、かなり早くなるというのは間違いのないことまで聞いております。

そういうところで、この道路は恐らく建設費用ゼロですわ。

あと、使えるようになるか、ならんか。そこは町の努力かな。私たちの仕事ですねっということで帰ってきております。

何とかこの道路、この写真で見る限りは4車線化にするときにここが道路になって、この進入路がなくなるのかなと思うんですけども、4車線化というのは先の話かなとも思いますので、これを何とか使っていただきたいと、そう思うんですよ。

そこで、国道なんで、私たち町議は要望する限り、また、大阪府さんや国会議員さんを口説いてどんどんと取り組んでいっていただきたい。

その点について、また後でまとめて町長にお聞きしようと思います。そういう考えがあるということで、ご理解いただきたいと思います。

防災部門について最後になります。泉州南消防組合に行ってきたもう一つの理由として、消防組合自体の行革というのを進めるに当たってどういう気持ちですかみたいな話を聞いてきました。

行財政改革を進めなければいけないと、9月の議会で町長が私に答弁していただきました。岬町の負担割合を減らす話をずっと私させてもらってたんですね。

でも、岬町の負担割合をどれだけ減らしてもよその負担割合がふえるだけで、全体的なパイが大きくなっていると、負担割合が下がっても負担金が高くなるといった中で、全体のパイを押し進めようという行革、これを進めるに当たってどう思いますかと、消防組合の職員に聞いてきました。

すると、驚くべき答えで、私たちは消防署の職員であり、行政マンではなく、行財政改革をした経験がございません。

要るものは要る、支払ってもらえるものは払ってもらえる、そういうような、そんな考えでしてたんやったら、もうかなわんな、増えていく一方、岬町の持ち出しのお金が増えていく一方、それをとめるのには、やはり町長が言われる行革を進めていくといったことが絶対必要だと思います。

そこをスピード感を持ってやってもらいたいと思う中、消防組合の効率化と負担金の低減に向けての取り組みというのを、やはり副管理者であります町長のほうから意気込みを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員の質問にお答えいたします。

何点かあったかと思いますが、まず、冒頭の道路から、現在の26号線から先ほどもらった資料ですが、望海坂地区のほうに入れられないのかと、これを何とかできないかということについては、これは、当時、工事中道路として使っておったということで、勾配的にも非常に難しい仮設道路が残っている状況にあると国のほうから聞いております。

その中で、これを整備してやっていくということは、都市計画道路でございますので、国のほうにしっかりとその計画を立てていただいて整備ができるのかどうか、付近住民の方の同意も必要だし、各関係のいろんな会議も必要だと思いますので、この点についてはもう少し時間をいただいて、議員おっしゃるように1秒でも早く到着でき、緊急活動が徹底できるように努力してまいりたいと思っております。

それから、消防組合負担金の問題に対する行革ですが、これは、平成25年度からの、統合の条件として先ほどありましたが、消防力の空白地を埋めるということで、阪南消防署南西分署の運用が来年4月にスタートいたします。

その中で、消防力の空白地を埋めるというのは、私が統合の条件にした問題です。当時は、望海坂の中心地とでも言えばよかったです、付近と言ったがために、現在の建設している場所になりました。阪南市さんからは、土地があいている現在の桃の木台の下に持ってきたらどうかという意見がでました。私は、現在、望海坂のスーパーが建っている反対側が適地だと申し上げたのですが、面積が足りないのと、地価が高いということで、結果的には、あの場所におさまったというのが現在の南西分署の場所になるわけです。

これは、現在の阪南消防署と岬消防署の間が、余りにもあきすぎておると。だから、どちらから走っていても迅速に対応ができるということで、中間にもう1ヶ所分署を

つくるべきだということで、それは実現ができるわけなんです。

おっしゃるとおり、秒数は余り変わらないのではないかという気持ちがあるのかなと思います。

しかし、1秒でも早く行く現場に到着するというのが一番大事なことです。ただ、その次に大事なことは、ドクターヘリは現在、健康ふれあいセンターの広場にドクターヘリをおろして救急搬送しています。それが、今後、消防組合に南西分署ができますと、ドクターヘリのヘリポート基地ができますので、その点では、救急搬送がドクターヘリによってできるということも、我々、岬町にとってもありがたいことかなと思っております。その辺については、この南西分署ができるということについては、費用負担も大きいですが、消防力の強化に繋がるんじゃないかと思っております。

しかし、その反面、消防組合負担金がどんどん上がってきておる。どこでとめるのかということ、私は強く「あり方検討会議」というのが、3市3町でやってますので、その会議で言っているのは、統合する前は、建物も消防車も、みんな我慢してきたわけなんですよ。いわば財政難のために我慢してきた。統合した途端、入れかえていく。これはおかしいんじゃないかと何も耐用年数以上使えと私は言ってるのじゃないが、我慢できるところは我慢していく、そのためにはやっぱり行革をしっかりとやって行革メニューをつくって、やっていくべきじゃないかという話をしました。

ところが、今、議員おっしゃるように、消防署の中には、そういった行革の専門分野は何やということから、今後は、各自治体の財政の主たるメンバーが行革の中に入って、そして行革を進めていき行革メニューもつくるということをやっていくようにということで、現在、その作業を進めている最中です。今後、そういった意味で、スリム化できるものはスリム化していく。しかし、消防力の強化は強化でしっかりと図っていくということでご理解をしていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、強化をしっかりとやらせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 消防の行革につきましては、一つ人件費、管理職さんにおいては管理職手当、ほぼ満額ずっと出ると。母体の皆さんにおいてはカットされている中で、比べてみたら倍ほど違うやないかという話も聞きます。

そういうのではなくて、やはり身の丈に合ったというんですか、やはり事情を合わせて取り組んでいただきたい。

それともう一つ、阪南南西分署においてどういう体制になるんですかと聞いたところ、阪南署の車を何台か持ってくるんだと。人員も阪南署の中から半分とは言わんですけど、

来て対応すると。

いや、当初は、泉佐野のほうの署がかなりようさんあるんで、そこを閉めて阪南と岬の中間のところへ持ってくるんだという話の中で、そっちの車を持ってきて対応、阪南署は阪南署、南西分署は南西分署でばんばんと強化されるんかなと思ったら、そうではなしに、泉佐野は泉佐野でばらけさして、阪南は阪南でばらけさす。

いやいや、それはちょっと違うでしょう。当初の組合を設立したときのそもそもの趣旨というのをわかってる方というのが少なくなってきたんじゃないかと危惧してるんですよね。

町長は最初から参加されておられますが、管理者については首長さんずっとかわられておりますし、議会のほうとしてもずっとかわっている中で、先送り先送りの毎年の中で、一番最初の目的というのを忘れてるとしか思われへん状況になっておると思います。

そんな中、町長においては古くから参加されておりますんで、ずっと発言を、またお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、この1番目の安心安全なまちづくりについては、これにて終わります。

続いて、岬町の臨時職員についてということです。

今までのやりとりの中で、岬町を運営する職員の割には臨時職員というのが多いのではないかとずっと思います。

そんな中、現状、職員が何人で臨時職員が何人。それと、最近、岬町のホームページをずっと見ておると、臨時職員を募集というのがかなりあるんかな、ずっと募集しておられます。ずっと不足ぎみなんかなというふうに認識しておるんですが、そうではないのか、そうなのか。過不足について、適正な人数なのかどうなのかというのをまず答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

臨時職員数でございます。平成29年11月現在、2時間等短時間のパートタイム雇用も含めまして総数195名となっております。

参考といたしまして、正職員は151名でございます。ほかに再任用職員が16名、任期つき職員が14名。

マンパワーの総数といたしましては376名でございます。

臨時職員の主な職種でございますけども、事務で44名、保育士が44名、用務員23名、介助員が21名、運転手が18名、学童保育指導員17名、調理員17名であります。その他、受付案内等、少数職種もございますが。

分野別では、子育て・福祉に関するしあわせ創造部に80人、教育に関する教育委員会に87名となっております。子育て・福祉、教育分野で全体の85%を占めている状況でございます。

また、過不足のことがございましたが、人材確保の状況につきましては、基本的に翌年度当初予算の編成状況を見据えながら、例年1月から2月にかけて公募による臨時職員登録申請の受付を行うのがベーシックなやり方で、書類選考、筆記試験、面接試験などを実施した上で職場配置を決めております。これは、4月の状況です。

今おっしゃってる過不足、4月以降に生じた過不足に関しての対応でございますけども、登録制度により、人材が4月には確保できてるような状況でございますが、途中、当初配置から漏れた方や登録期限が過ぎた後に申請された方もございますので、第二次登録者として登録はしております。

ただ、新たに募集が生じたというときには、そのような方にお声がけをして募集をしているところですけども、やはり、年度途中となりますとなかなか確保が難しいようなところも、職種によっては生じているということでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今、答弁いただいた中で再質問なんですけども、業務量に対して正職員で対応できないところを臨時職員でということだと思えます。

その臨時職員の方々の仕事が、今、足りないという認識でよろしかったんですか。募集中ということは足りないということでもよろしいですか、もう一回お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 過不足が生じるということでございますので、必要であるから募集するということが、適正な業務に支障が出ることをないように、不足しているために募集しているということでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 行政用語かなと思って、足りないということですかね。

そこで、今も人数を聞いておった中、2時間という勤務もある方もおられながら195名の臨時職員さんがおられるといった中、私、気になるニュースを耳にしたんで、それを披露させてもらおうと、本年6月28日付の総務省自治行政局の通知によると、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（案）というのがこちらの行政に来ておるらしいんです。

そこで、何を通知してきたのかというと、臨時職員というこの身分を何とか正職員並みに引き上げるといった内容、例えば期末手当の支給なり、その他身分の保障というの

ですか、それを正職員に合わせるという、働き方改革の一つかなと思われま

すと、心配するのが、なぜ岬町が臨時職員を雇っているのか、正職員を減らしてまで臨時職員を雇っているのかということ、やはり費用が安くつくから臨時職員を雇っているのであって、同じ費用がかかるなら正職員にするべきであって、そういうふうに思うんですけども。

その法律（案）の概要というのは、私の認識でよろしいんでしょうかね。いろいろあると思うんですけども、人事部局の認識としては、総務省から来てる通知についてどのように考えられていますか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

議員ご指摘の件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が平成29年5月17日に公布されておりまして、これは案ではなくて、もう公布されております。

平成32年4月1日から施行となる改正をされてるところでございます。

この主な内容につきましては、地方公務員法の改正の中では会計年度任用職員を定めた改正とか、自治法の改正の中にはその制度の中で期末手当が支給できるといった改正をされたところがございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そしたら、この改正によって臨時職員の身分というんですか、その内容が変更されることによって費用負担という面においては今までどおりいけるのか、増大するのか、それはどっちでしょうか、よろしくお願ひしたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 この法律の改正趣旨は、臨時職員、非常勤職員が増加してる中、地方行政の多種多様な中で重要な担い手になってることを背景に、臨時職員等の適正な任用と勤務状況の確保を図るという内容でございます。

当然、期末手当というふうな要件もございますので、負担は増えていくことが見込まれるわけですが、ただ、平成32年4月1日からということで、その準備期間がございます。その準備期間がございますので、新たなこの制度を円滑に実施するため、国自体が技術的な助言を自治体に行うということになっております。

その旨から、6月には運営に関する留意すべき事項の通知が来ていたりとか、事務処理マニュアルを通知しているとかございまして、それをしっかりと我々のほう学習しながら、その準備期間中に新たな体制を築いていくということになっております。

現在、そのような中で事務量調査とあわせて、そのような会計年度任用職員を踏まえ

たヒアリングを実施しているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私が心配するのは、岬町の財政というのはどうかなというのが一番の心配でございまして、先日、11月24日の行財政改革の説明において岬町の今後の行革、効果額を含めた後の実質収支というのがやっぱり出てきたわけですね。

その中でも、毎年ずっと赤字で推移していくというところが示されたところに上乗せして、やはり人件費の増大といった中、どうやって今後職員を雇っていくのか心配なところであります。

平成32年4月からといいますと、平成31年度中に職員を募集しなければならない。その募集の計画というのは、やっぱり平成30年度には絶対つくつとかなあかん。もう来年度、年明けたらすぐに取りかからなければならないんじゃないか。

そこを、今も答弁の中で、踏まえて取り組むといった方向が示されましたので、じっくり見させていただこうかなと思っております。

そんな中、職員数が先ほど子育て部門において保育所並びに幼稚園、学校部門において臨時職員さんが多いといった中、やはり、これからの時代、民間委託できる事業は民間委託へどんどんと検討していただかなければならないし、効率をよくするためのICT化というんですか、ICTを利用してネット環境を利用してできることがあれば、そこを整備することによって臨時職員並びに職員をうまく調整していただけるようにしなければならないと。

また、町営バスにおいても、今まで民間でしてたのを町がバスを出してるという格好になっておりますので、現在、そういう民間委託、ICTの活用、そういうようなところに向けてどんどんと取り組んでいってもらいたいと思うんですけども、担当として最後の答弁でいいんで、しっかりと取り組むといった方向を示していただきたいと思うんですが、お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 先ほど、今後の大まかなスケジュールということでございまして、現在、事務量調査とあわせてヒアリングをしているわけでございます。

そして、先ほどもおっしゃってましたが、平成30年度中に会計年度任用職員としての給与、休暇等の雇用条件等かためるような作業が生じてくるというふうに認識しているところでございます。

また、条例改正の必要にありますので、遅くとも平成31年9月議会をめぐりにそのような法規整備のほうも進めていきたいというように考えておりまして、そのような状況

の中、民間委託、ICTの活用等も踏まえて、今、なかなか制度設計の詳しい情報がまだまだ不足してる面もございますので、進める中で検討の課題に含まれてくるのではないかなというように考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今、ご答弁いただいたこの行政に精通した方もいつかは定年を迎えます。後進の指導並びに、やはり職員のスキルアップというのも必ず必要だと思いますので、そこもあわせて一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の質問を終了します。長時間ありがとうございました。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

初めに、西陵古墳の管理について。国の史跡として指定されている古墳である西陵古墳の所有者と管理担当部署をお答えください。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

所有者は登記簿上では墳丘部分が岬町、堤と堀が淡輪村や村の共有地ということになっております。

したがって、実質的な所有者は岬町と認識しております。

また、指定文化財でございますので、管理担当部署は岬町教育委員会生涯学習課となっております。

ただし、堤や堀は周辺田畑のため池となっていることから、西水利組合さんが管理しております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 次に、西陵古墳の利用状況や年間の訪問者数を把握していればお答えください。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

利用状況につきましては、淡輪小学校や深日小学校の課外授業、それから、他の学校や団体、一般の方の要望に応じて観光ボランティア協会の協力を得まして古墳内を案内しております。

なお、訪問者数につきましては、実数は把握はいたしておりませんが、年間に約200人程度の人が見学や散策に訪れております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今お聞きした年間訪問者数は約200人。200人を受け入れるに当たって古墳の手入れや清掃の実施状況についてお答え願います。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

古墳内の手入れや清掃活動は、平成21年ごろから担当職員とともに商工会や地元ボランティアの協力を得て進めてまいりました。

現在は、倒木やごみもほとんどなく、古墳内を歩いて散策できる状況を維持できていることから、見学依頼があったときなど、必要に応じて草刈り等を実施しております。

また、堤につきましては、水利組合さんが草刈り等を実施していただいているところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 現在は散策できる状況であるが、見学の依頼があったときなどについては草刈りをしているとお聞きしました。

西陵古墳は貴重な文化財であり、観光資源でもあります。もっと訪問者を増やすために、常時きれいにしておいたほうが当然よいと思います。

そこで、いっそのこと予算をつけて業者に委託してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、西陵古墳は貴重な文化財でございます。また、地域の宝物とも言えると思います。

このことから、もっと町民にも古墳のことを知ってもらい、親しんでもらえるように、町民ぐるみで清掃活動を展開していきたいと考えております。

したがいまして、今後もマンパワーを活かして計画的に清掃活動を実施していきたいと考えております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 わかりました、どうもありがとうございます。

西陵古墳については、道の駅みさきにも近く、町道海岸連絡線も整備されております。まちの貴重な観光資源をもっと有効に活用、PRして他地域の方にも多数来ていただけるよう努めていただきたい。

あわせて、いつでも訪問者が安全に気持ちよく散策などができるよう管理していただ

きたいことを要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、保育所及び小学校の統合について質問します。

岬町は少子化がどんどん進んでいく中、現在の保育所の児童数を保育所ごとにお答えください。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、保育所の児童数でございますが、本年11月1日現在の児童数は、淡輪保育所132人、深日保育所36人、多奈川保育所17人、合計で185人が在籍をしております。

○道工晴久議長　小川日出夫君。

○小川日出夫議員　ありがとうございます。

今、お答えいただいた児童のうち、来年度、小学校に入学を予定される児童数、これも保育所ごとにお答えください。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　来年度、保育所から小学校に入学が予定される児童、5歳児になりますが、5歳児の児童数は淡輪保育所が27人、深日保育所7人、多奈川保育所が1人、合計で35人となっております。

○道工晴久議長　小川日出夫君。

○小川日出夫議員　ありがとうございます。

今の答弁にあったように、3保育所の合計の児童数が185人とのこと。この児童数から見て、三つの保育所を一つに統合するという考え方もできるのではないかと思います。

当然、反発する声も含め、さまざまな意見があると思います。

そこで、統合する場合のメリット、デメリットを含めて統合に対する町の考え方をお聞かせください。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　統合によるメリット、デメリットにつきましては、まずメリットとしては財政面や公共施設の適正化と行財政改革の観点から統合した場合、例えば所長が3人から1人になるなど、運営費の削減につながります。

また、子どもの成長に欠かせない集団活動面の環境も一定確保できると考えられます。

一方、デメリットといたしましては保育所を統合した場合、次は小学校か。地域住民の不安につながると思いますし、ひいては地域から子どもの声が聞こえなくなって、地

域が衰退する懸念もございます。

本町におきましては、児童数が減少している中、淡輪保育所については一定児童数が確保されていますが、多奈川、深日保育所においては集団活動面において良好な環境とは言えない状況になってきていることや、保育所施設の老朽化、また、耐震性の不安などの課題も踏まえた上で、やはり地域に学校、保育所を存続させてこそ地域が活性化するのではないかという考え方に立ち、統合によらず、少人数であっても地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、多奈川及び深日保育所をそれぞれ耐震化が完了した安全な小学校に併設をし、0歳から12歳までの12年間を見通した子育て、教育の支援に努めているところでございまして、各地域で保育を実施していくことを基本としてございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。

私も町の考え方はよく理解していますし、一概に統合がいいとも言い切れません。しかし、今後、児童数の減少が続くと想定した場合、統合も視野に入れた今後の保育所のあり方を検討する、あるいは協議する場も必要ではないかと思いますが、このことについて町の考えをお聞かせください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 町といたしましては、先ほど述べましたとおり、各地域で保育を実施していくことを基本としております。

また、子育て支援施策の充実や地方創政事業を進め、少子化に歯止めをかけたいと考えているところでございまして、議員ご質問の今後の保育所のあり方を協議、また検討する場につきましては、今のところ必要ないと考えているところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 私は、これはあくまでも可能性の問題ですが、児童数が激減するなど、大きく環境が変化することもあるかと思っています。

担当部長から、今のところ必要ないと答弁をいただきましたが、将来的には検討、協議する場を設けることもあると理解して、次の質問に移ります。

保育所及び小学校の統合についてお聞きします。

まず、各小学校の児童数と各学年ごとのクラス数をお答えください。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

11月1日現在の児童数は、淡輪小学校が405人、深日小学校が94人、多奈川小

学校が82人、3小学校合計で581人となっております。

クラス数につきましては、淡輪小学校では3年が3クラスで、それ以外の学年は2クラスとなっております。深日小学校及び多奈川小学校では全ての学年で1クラスとなっております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 今、答弁していただいた児童数やクラス数から見ると、小学校を一つに統合できるのではないかと思います。

ただ、これについてもメリット、デメリットがあり、通学の問題も出てくるでしょうし、単純に数だけで統合できるものではないことは私も承知しております。

しかし、児童数の減少が続くと想定した場合、保育所と同様に小学校の統合も視野に入れ検討、協議が必要ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

教育委員会としましては、先ほど古橋部長から答弁したように、地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方のもと、各地域の特色や小規模校のメリットを活かした学校づくりを進めているところでございます。

したがって、各地域に小学校を存続させることを基本としており、今のところは統合については考えていないというところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 わかりました。

続いて、同じような内容になるのですが、三つの目の質問。

小学校、中学校の一貫校のあり方について質問をいたします。

今のところ、保育所及び小学校の統合は考えていないということではありますが、私は子どもの数はさらに減少するものとみています。そのときは小学校の統合も視野に入れ検討すべきと思います。

このことに関連して、次に小学校、中学校の一貫校のあり方の検討について質問したいと思います。

昨年の改正学校教育法の施行により、9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫型小学校、中学校の設置が推進されており、この制度を採用する自治体が増えていると聞いております。和歌山市内でも1校設置されたと聞き及んでいるところです。

そこで、全国的な設置数や検討状況についてお答え願います。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

今年の3月に国のほうで行った調査では、平成29年度の小中一貫型小学校、中学校の設置数は今年度設置予定も含めまして37都道府県、84市区町村で246件ございまして、そのうち施設一体型が63件、施設隣接型が28件、施設分離型が155件となっております。

また、小中一貫校の教育を行っていない市区町村の検討状況におきましては、まず実施予定、または実施を検討中が12%、検討に着手する予定が10%、他市町村の導入状況を注視しているというのが20%、現時点での検討の予定はないというのが58%となっております。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 わかりました。

この制度については始まったばかりのものでありますし、さまざまなメリット、デメリットの両方があると思います。

中学校に小学校を併設する施設一体型にする場合、まず現校舎で対応できるのか確認したいと思います。そこで、岬中学校の生徒数と空き教室の状況をお答え願います。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

11月1日現在の岬中学校の生徒数は369人です。教室の使用状況は普通教室が24教室ありますが、そのうちクラス教室としての使用が10教室、支援学級が3教室、英語教室が3教室、分割教室が3教室で、残りの5教室は体育授業時の着がえ室などに使用しているところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございます。

空き教室の状況を聞きますと、現状では小学校を中学校に併設し、小中一貫校にすることは難しいことがわかりました。

児童生徒数が減少してきた場合は、必要に応じて選択肢の一つとして小学校の統合とあわせて小中一貫校についても十分な検討をしていただきたいと要望します。

最後に、小学校の統合、あわせて小中一貫校についての教育長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 先ほどから学校が一つひとつ地域にあることが大切だということをお話しさせていただいてるとおりでございまして、現時点におきましては、何とか研究はして

いきます。

先ほど、全国的な状況も説明させていただいたとおりでございますけれども、研究はしますけれども、岬町ではまだ導入しないと。各地域に小学校があって、そして、中学校がコアになっているということをご理解いただきまして、私の答弁とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 13時まで休憩いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

次に、一般質問を行います。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

1点目に、町道の安全対策についてお聞きします。

今からちょうど1年前、2016年11月に福岡市JR博多駅前の道路が陥没し、長さ30メートル、幅27メートル、深さ15メートルの大きな空洞が出現し、その模様がテレビの画面から連日流れ、大きな衝撃を受けたのはまだ記憶に新しいところであります。

これとは別に、国道技術政策総合研究所というところが全国の道路陥没実態調査をしたデータがあります。

これは、平成19年から平成22年までの調査結果ではありますが、それによりますと、全国の道路陥没事故の発生回数は1年間で約4,000件。また、道路区分、国道、府道、町道の区分ですね、この区分別では90%が市町村道、その市町村道のうち85%が車道となっています。

道路の陥没事故はいつどこで発生するかわかりません。発生する場所、時間によっては大惨事になることも予想されます。

道路の陥没事故を未然に防ぐためには、道路の地下部分の空洞調査を実施するべきだと考えます。また、調査は本来、町道全域を対象とするべきところではありますが、特

に海水による浸食が懸念される海岸線の調査が必要と思います。

担当課のお考えはいかがでしょうか、答弁を求めます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、本町の管理しております道路の状況でございますが、全体で約138キロメートルの認定道路となっておりまして、そのうち約116キロメートル、約84%が車両通行可能な道路、道路幅員でいきますと2.5メートル以上となっております。

先ほど、議員のほうからもご案内のありましたように、陥没事故ですが本町におきましては、これまで幸い人命にかかわる道路の陥没事故はありませんでしたが、平成7年当時ですが、町道岬海岸番川線におきまして、海岸擁壁の底部が波に浸食されたことによりまして、擁壁背部の土砂が流出したことにより一部陥没し、緊急工事をして補修した事例がございます。

この陥没をきっかけに、町道岬海岸番川線の空洞調査を平成7年に実施した経緯がございます。

当時の結果としましては、道路内には陥没事故を起こすような空洞は見当たらないという調査結果でございました。

しかし、町道岬海岸番川線の空洞調査からは約20年も経過していることや、路面下に発生する空洞は路面の陥没という突発的事象として重大事故につながる恐れが高い原因の一つであるため、空洞をいち早く発見、補修する必要があると考えてございます。

一方、道路パトロール等による目視確認では路上に予兆がほとんどなく、路面下の空洞を発見することは難しい状況と考えてございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁で、平成7年に海岸線の空洞調査を行ったとありました。

ちなみに、そのときの空洞調査にかかった費用は幾らだったでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

平成7年度に空洞調査しましたときの費用でございますが、約110万円となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今の110万円ですけど、それは1キロ当たりの金額でいいんでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

平成7年度に調査した時点でございますが、海岸線の現在みさき公園のイルカショー等をやっている施設付近で横断している水路があるんですけれども、そこから約1キロの地点を調査した状況でございます。先ほど、議員がご案内いただいているように1キロ当たりの110万円ということになる状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この空洞調査にかかる費用が1キロ当たり110万円ということでございました。この110万円が高いか安いかわかるのはいろいろ議論があるとは思いますが、陥没事故が起こったことを考えれば、これは安いのではないかと私は思うんですが。

実は、この費用については私も事前に調査をしました。調査をしたところ、1キロ幾らぐらいかかるのかと、単価で私は確認したんですけども、業者によりますと、1キロの単価で算定するのではないということでした。

仮に、調査の箇所が短くても、1日は1日になるので、その長さによって1キロ幾らというのは出しにくいという話でした。

ちなみに、先ほどの話で町道は約116キロという話でしたね。100キロ調査するとしたらどうかと聞いてみました。

100キロ調査するのにかかる費用を聞きますと、100キロだと大体3カ月から4カ月でできるそうです。それにかかる費用が1,000万円というようにありました。1,000万円とすると、1キロ10万円になるんですね。

特にこの事業に関しては国からの補助が出るという話をしておりました。最大で55%という補助が出るそうです。それからいきますと、450万円ですね。この補助を入れますと、1キロ4万5,000円でいけるという話になるんですね。

その辺、ぜひ一度検討してやってもらいたいなと思うんですけども、この辺の費用面もあわせて今後検討されるのか、どうでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほどご回答させていただいた中にも、やはり突発的な事象のことでございますので、それが発生することによって人命にもつながるといふところもございまして、坂原議員のご指摘を契機に人命にかかわる重大事故を未然に防止するため、近隣市町村の空洞調査の事例等を調査研究し、計画的な空洞調査に向けまして進めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今ありましたように、住民の人命にかかわることですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

その人命にかかわることなので、近隣市町の事例を待たずとも、ぜひとも、今、私が調査した分もありますので、それも紹介しますので、この辺も調べてできればすぐに取りかかってほしいなと要望いたします。

これで1点目の質問を終わります。

次に、2点目の防災機材の配備についてお聞きします。

本年10月21日から22日にかけて紀伊半島を通過した台風21号、これによって岬町でも町内各所で土砂崩れが発生し、一部地域では避難指示が発令され、実際に住民が避難する事態となりました。

本町では、大雨や暴風雨、洪水など警報が発令されるたび、町幹部職員や消防団員などで構成される災害対策本部が開設され、町内各所の警戒点検を実施し、住民の安全確保をしていただいております。

災害対策本部の関係者の皆様におかれましては、常日ごろからの献身的な任務遂行に当たり、改めて感謝と敬意を表するものであります。まことにありがとうございます。また、大変にご苦労さまでございます。

その緊急時に必要不可欠で、しかも最大限威力を発揮するのが緊急車両であると思います。そこでお聞きします。

本町において、警戒パトロールや人命救助の際、大雨や強風の中を駆けつける緊急車両の配備、整備状況はどのようになっているのでしょうか、答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消防車両など緊急車両につきましては、火災消火活動を初め水防活動など、さまざまな災害現場で必要となる重要な設備であり、岬町消防団では消防車両15台、消防バイク3台の合計18台を配備しております。

これらの消防車両の維持管理につきましては、火災時において消火活動の中心となる消防ポンプ車4台を年1回ポンプ専門保守業者によりポンプの点検を行い、異常が発見されれば早急に修理等の対応を行っている状況であります。

また、消防団では、月に一度の保守点検活動を通して消防ポンプを作動させての点検はもとより、消防車両におきましても走行点検などを行い、日ごろから維持管理に努めているところであります。

この保守点検により、昨年度ではポンプの異常が発見され、ポンプの修繕や関連する計器類の交換などを行っております。

また、走行点検によりブレーキの異常が発見され、ブレーキパットの交換を行った事例もございました。

このように、異常箇所が発見された場合は早急に修繕を行い、緊急出動に備えているところであります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 聞るところによりますと、一部の車両は老朽化が進み、その機能を十分に発揮することができないものがあると聞き及んでいます。

更新整備計画に基づいて進めていくということですが、例えば岬町には淡輪、深日、多奈川、孝子と消防団があります。

では、その団ごとに計画どおりに更新配備というのが実際になされているのかどうか、その辺をもう一度答弁をお願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消防車両の更新につきましては、泉州南消防組合では車両更新整備計画に基づき、消防車両は登録後15年、救急車両は登録後10年、もしくは走行距離15万キロを基準とし車両の更新が行われているところです。

岬町消防団におきましては、この消防組合の車両更新基準を参考に、消防組合配備の消防車両より出動頻度が低いことから、消防車両は登録後、約20年を目安とし、車両の状態とあわせ消防団の意見を伺い、車両の更新を行っているところです。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 緊急時の、いざというときに作動しない、十分に発揮できない機能であれば支障を来すこととなりますので、ぜひ、計画的に配備と整備を進めていただきたいというようにお願いします。

最後に、給食調理施設についてお聞きします。

これから、日本は本格的な人口減少社会を迎えます。これは岬町についても同じであり、人口減少に伴い税収も減少することは火を見るよりも明らかであります。

このような状況において現存する町内の公共施設をそのまま維持するということが自体が困難であり、これからの公共施設の運営においては施設の複合化、統合、廃止といったことも検討する必要があると思います。

ここでは、特に給食調理施設について、このような考え方を踏まえ、質問いたします。

最初に、現在の各小学校、中学校の調理場所、設置年、処理能力、現在の調理数についてお聞きします。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 答えいたします。

本町の学校給食は、多奈川にある岬町立学校給食センターと岬中学校内にあります岬中学校給食調理場の2カ所で賄っております。

学校給食センターは小学校3校及び淡輪幼稚園を対象にした町直営のセンター方式で、平成15年に開設されております。調理能力は、1日当たり1,500食で、調理食数は約760食となっております。

岬中学校給食調理場につきましては自校直営方式で、平成9年に開設されております。調理能力は1日当たり1,000食で、調理食数は約410食となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、各調理場の職員数は何人でしょうか。臨時職員を含めてお願いいたします。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 答えいたします。学校給食にかかわる職員数につきましては、学校給食センターでは16人、中学校給食調理場では7人となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 それでは、この調理場での平成28年度の決算での運営コストはどれぐらいにかかっているのでしょうか、お願いします。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 答えいたします。

学校給食センターと中学校給食調理場合わせた学校給食事業運営経費につきましては、平成28年度決算で歳入が約5,187万円、これは給食費でございます。歳出が人件費を含めて、約1億2,547万円となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま学校給食についてお聞きしました。

では、次に保育所給食の現状はどうでしょうか。調理能力数と現状提供数をお聞かせください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 保育所給食につきましては、3保育所、それとこぐま園、子育て支援センターを対象に、昭和47年度に開設をいたしました緑ヶ丘保育所、現在の子

育て支援センターの調理室において直営で調理してございまして、調理能力は1日当たり300食で、調理食数は約270食となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では次に、第3次行財政改革プランの項目で、保育所給食調理場と中学校給食調理場の統合を検討するとありましたが、この検討状況について説明をお願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 坂原議員の質問にお答えいたします。

第3次行財政集中改革計画におきまして、既存施設の統廃合のあり方を検討することとなっております。

このことから、平成28年6月に子育て、教育、人事、財政担当部局等による庁内組織であります給食調理場施設検討会議というものを設立しております。

その中で、保育所、幼稚園、小学校、中学校の少子化等の状況や設備の状況等を踏まえ、給食事業の今後のあり方について検討することということになりました。

この検討会議におきまして、先ほど教育次長やしあわせ創造部長からお答えさせていただきました施設の調理能力や調理食数に加えまして、各施設の機材の状況や使用年数等の調査を行うこととしております。

現在、保育所給食調理場が老朽化していることや調理食数の状況を踏まえまして、中学校給食調理場と保育所給食調理場の機材等の状況の把握に努めておるところでございます。

進捗状況でございますけれども、まず、機材の使用状況や衛生管理を踏まえた食材の搬入経路、それと処理ラインの把握というものを行っておりますけれども、年齢に合わせて食材のカットサイズ、それと味つけの状況からすれば、現在のアレルギー食対応と0歳から2歳児、それと3歳児から15歳児の最低三つの調理ラインが必要であると考えております。

この三つの調理ラインを進めるに当たって、主な課題ということを申し上げますと、1点目といたしまして、施設内での三つの調理ラインを確保するには施設の改造が必要である。

2点目としましては、限られた時間において調理を行うことから、機材の見直しが必要。

3点目としましては、保育所と学校では衛生管理基準が違うということでもありますので、その辺を合致させることの検討が必要であるということでございます。

それと、4点目としましては、財源の確保ということでございますけれども、公共施設等適正化管理事業債というものをを用いて、これらを行う必要があると考えております。

この起債を発行するに当たりましては、新たに個別施設計画というものを策定する必要があります。

それと、もう一つ、5点目としましては、自校式の中学校調理場に他校などの給食をつくり配送する場合には建築基準法に基づき周辺住民の意見聴取を行う必要があるということで、それを行った後、特定行政庁であります大阪府の許可を得る必要があるなどがありまして、これらをクリアする必要があるということになります。

これらを踏まえた上で、現在、中学校、保育所の調理員、統合を行おうとした場合の必要な機材や調理ラインの整理等を検討するように依頼しておりまして、今後はそれをベースに検討会議で施設のあり方について問題点等の検討を進めるという状況でございます。

現在は、結論に至っていない状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、保育所と中学校の給食調理設備を統合できないかと検討した結果、何点か問題点があるので、今、結論に至っていないという報告でした。

ここで思うんですが、保育所と中学校という、この組み合わせがなぜなのかと思うんですが、以前に給食施設全体での統合というのも検討したと聞いていたんですが、その中で、なぜ今回の行財政プランの中では保育所と中学校という組み合わせになったのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 お答えいたします。

先ほどのご質問ですけれども、平成26年6月に岬町給食施設のあり方検討委員会の答申というのがございます。

この中の第5、給食施設に係る岬町が取るべき施策の方向性というところがございます。

この項目の中におきまして、保育所給食ですけれども、保育所給食調理場については調理施設の老朽化及び調理スペースの狭小などが見られ、衛生環境や職員の労働環境等の改善の必要性ということが述べられてます。

それと、一方、学校給食調理場につきましては、フルドライ方式を導入し、調理スペースも余裕があることから、給食調理施設の活用の一環として幼稚園児の給食内容と類似する3歳児以上の保育所給食の提供を見当する必要があるということが書かれており

ます。

このことから、今回、維持運営経費等を踏まえた上で、保育所給食調理場と学校給食調理場の統合ということを検討していくという状況でございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 いずれにしても、コスト削減に向けて給食処理施設の統合、見当してはみたけども、乗り越えねばならないハードルが幾つかあって、なかなか結論には至っていないというところが現状かなというように理解しました。

ここで、財政部長にお聞きしたいんですけど、幾つか、今すぐに統合するというのは設備の改修とか機材の更新とかというので初期投資として幾らかの費用は要ってくるかもしれませんが、それをクリアした後、中長期的に見た場合にはコスト削減については効果は出ないのでしょうか。ご意見はどうでしょう。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 お答えいたします。

今のご質問ですけれども、現在、調理ラインというのを考えた場合、三つのラインということも考えておりますけれども、この中で基本的には職員が手で洗って、食器等洗っているという部分もございます。その辺も機械化にすることによって人件費と申しますか、賃金のカットと申しますか、縮小することが考えられるのではないかと考えておりますけれども、基本的には、そのラインを今後のどういう形で進めるかということを見きわめた上で、どの部分がカットできるのかということを考えて縮小できるのかということを考えて進めていく必要があるのではないかと考えています。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 財政の観点から見ても中長期で見た場合はコスト削減につながるのではないかと、可能性はあるという返事でした。

では、例えばこれが中学校と小学校組み合わせた場合、それもまたカットの大きさとか味つけとかいろいろその辺のクリアするべき点はあるでしょうけど、最初それをクリアしてやっていけば、それも長い目で見ればコスト削減になるのではないかと思うんですが、その点については教育次長はどういうご意見でしょうか。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

まず、学校給食法では、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものであると定められております。

これを踏まえまして、本町では安心、安全でおいしく魅力のある学校給食を提供し、学校における食育の推進を図っているところでございます。

中学校給食を給食センターで小学校、幼稚園分とあわせて調理できないかということにつきましては、確かに調理能力的には、数字的にはクリアできるということにはなるんですが、議員もおっしゃられたように、献立を同じにしてもそれぞれの食材のカットの大きさや味つけが異なります。そうしますと、先ほどから出てます調理の工程ラインを増やさなければなりません。

しかし、その場合、給食センターの調理場のスペースではおさまりませんので、まず増築が必要になります。

また、給食センターから中学校にも給食を配送するということになると、新たに配送車や配送する人員が必要になりますし、中学校には配送車を受け入れられる設備が必要となってきます。

このように、給食センターの集約調理は新たな投資も必要となりますし、施設や設備、調理機器等の老朽化は進みつつありますが、現在、安心、安全でおいしく魅力のある学校給食を提供できていることから、今後も衛生面に万全を期すとともに、安全性を重視しながら現状の給食センターと岬中学校での給食調理を維持したいというように考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今まで数字に関してお聞きしました。午前中ほかの議員の質問に対する答弁の中で、小学校と中学校の児童生徒数がありました。

小学校が3小学校全て、三つ合計で581人でした。中学校は369人でした。トータルすると950人になります。これは数字だけの問題ですけども、学校給食センター、多奈川の給食センターですね、ここでは1,500食できるんですよ。中学校の調理場、ここでも1日1,000食の処理能力があるんですよ。数字ですけど、これ、どちらかに一つで賄えるのではないかという数字なんですね。

1カ所にすることによって初期投資が要ということですけど、初期投資は最初の初期だけであって、それでやっていけば後々のランニングコスト、運営コストが削減できると私は考えます。そういう発想はないのかなと思うんですが、教育次長のほうは現状でやっていきたいと今、お返事でした。

ここまでは担当課から総合的に現状をお聞きしました。ここでは教育長にお聞きしたいと思います。

教育行政の責任者として、教育長はこの件についてどうお考えかお聞かせください。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 坂原議員の教育長に対する質問にお答えしたいと思います。

学校給食の一番大切なことは安全安心であること、これは何度も教育次長のほうからも説明させていただいたとおりでございます。

確かに、少子化に伴う給食数の変化というのは岬町だけでなく全国的な状況でございます。しかし、何とか頑張って現状を維持できるように努力していきたいと考えております。

社会経済環境等に大きな変化がもしかあった場合は、岬町のほうでは学校給食運営審議会など諮問したいというように思っております。

その方向性を定めて、また定例教育委員会の中で議論するということも考えられます。

今のところは現状維持できるようにやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほどから、何度も出てますけど、多奈川の給食センター、これは開設から15年経過しています。

中学校にある中学校の給食調理場、これは既に20年が経過しております。

そのために、施設や設備、あるいは調理機器も老朽化が進み、一部は更新の時期を迎えていると聞いております。

今、一部と申しましたが、一部ではないようです、どうもね。かなりの部分が更新が必要な時期を迎えてると。現状の調理場の施設が老朽化でもう古くなって更新せなあかん時期が来ているということですね。

一方で、子どもの人数は減少していくことが見込まれてますと。

このような状況を踏まえれば、統合なども視野に入れて中長期的に見当していく必要があると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 学校給食の給食センター、特に今、坂原議員が言われています老朽化の部分でございますけれども、冷蔵庫とか冷凍庫とか、いろいろなものが既に毎年毎年町長のほうへ、財政当局のほうへも状況を把握しながら、それを順番に伝えているという状況でございます。

部分的に直せる部分、それはもう年次計画の中でやらせていただいているところがございますので、食育という言葉はよく知っていただいていると思います。子どもたちに対して口の中へ入れて食べていただく、食べる時間だけでなく、食育というのは衛生面

とか学力とかいろんなものにつながるわけでございます。

ぜひとも、現状維持ということできたいということをご理解いただきますようお願いいたします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほど来、教育長答弁では安心・安全の給食やという発言がございました。それは私も同感です。子どもの口に入るものですから、もちろん、安心・安全でなければだめだと思います。でも、これはむしろ大前提であり、当然だと思うんですよ。これは最低限必要なことですわ。現状で、安全・安心でやってるから、それで十分だということには当たらないと思うんですよ。食育も同じことですよ。

教育長の答弁で、今のところは現状でやっていききたいとありました。その「今のところ」というのは、どういう期間を言うわけですか、今のところというのとは。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 せっかくのご質問いただきましたので、やはり現状は何とか、先ほど行政改革部長のほうからも言われましたように、やはり給食というのは安全・安心でなければならないということをご理解いただいているところでございますし、町長のほうからもぜひとも悪いところは早急に直していくということもございますので、そういうハード面のほうもすぐ対応できるというようなことございまして、今のところという言葉は中長期的と言ったらいいかもわかりません。年数についてははっきりと今ここで答えするわけにいかんわけでございますけれども、やはり、先ほども言いましたように、学校給食運営審議会、この会議の中でもいろいろと議論はしていきたいという意味で、今のところという言葉にさせていただきました。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その審議会の中で諮っていくのは結構ですが、議論をしていくのは結構なんですけど、教育行政の責任者であるあなたがなぜそういう信念を持ってないんですか、考えを。なぜ、全部審議会に振ってしまうんですか、責任を。

だから、責任者としてのあなたの考えを聞いているんです、私は。責任は会議にあるんじゃないでしょう、責任者は誰ですか、この件に関する。答えてください。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 町のほうではどういったものをつくっていくかとか、どういった方針をつくるかについては単独で決めるということは独裁という言葉とちょっと近いかなと思います。

私は、ぜひともいろいろな人の意見を聞きながら、特に学校給食運営審議会につつま

しては非常に学識のある方、そして各種団体の方、いろいろな方がおられます。やはり、その中でいろいろと意見を出していただく、それを集約するのが私の仕事だと思っているとこでございませう。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 先ほど、答弁の中で教育長は、社会的に大きな変動があった場合とありました。大きな変動があった場合は変えていくと、なければそのまま現状でいくということでした。

その大きな変動というのは、何を指すわけですか。答弁できますか。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 今のご質問にお答えしたいと思います。

社会的な動きというのはいろいろ考えられるわけでございますけれども、現状、子どもたちが確かに減ってきております。

しかし、それに対応して岬町では子どもたちを育てる、岬町にぜひともたくさんの方が入ってきていただきたい。それは町長のほうの方針でもございます。

子育てに力を入れる、それが余りにも停滞したときというように考えているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回の質問の中で、現在の児童生徒数は小中合わせて、今年度、平成29年は950人と先ほどありましたね。

ここに国立社会保障人口問題研究所の推計があります。

それによりますと、岬町の5歳から14歳まで、これは小中学校全体ですね、の人口は平成25年を100とした場合、20年後には50%まで減少するとなっております。20年後って、平成45年になるんですけど50%、半分に減ってしまうとなっております。

平成25年を100とした場合とありますけど、実際的人数で言いますと、平成25年は1,516人でした、1,516人。これは平成25年です。今年平成29年、4年ですね。4年後で今、950人です。4年で既に38%が減少しているということです。

人口問題研究所の推計では、20年後には半分になるとありました。でも、実際、我が町でいうと4年間で38%が既に減少しているわけですよ。20年もたたないうちに50%になるのではないかと予想されます。

また、その推計によると、18年後、推計の計算年がまちまちなので中途半端ですけ

ど、18年後の平成47年では岬町の5歳から14歳までは653人になるという数字があります。

現在の給食センター、中学校調理場、それから子育て支援センターではそれぞれ1,500食、1,000食、300食の処理能力があるわけですよ、3カ所あります。これは、明らかに近い将来、統合せずにはおられないという、これデータが出ているわけですよ。

安心・安全が確保できているから現状のまま努力するというのだったら、事故がない限りこのままでいくということなんではないかな。

今後、少子化に対する給食設備のあり方についてはしっかりと見当していただきたいと思います。

この少子化、子どもの人数がこの辺になるって、これが大きな変化じゃないでしょうか。そういう時期に差しかかっていると思います。

設備が古い古いと言いましたが、私、実際見にいってきました。現場の人は非常に困ってますわ。

多奈川給食センターが一番新しいんですけど、新しいがゆえに、一つ故障すると莫大な修繕費がかかるんですよ。処理能力は非常に大きいんですけど、その半分だけ調理したいけど、全部稼働せなあかんのですよね。非常に無駄があるんですよ、これは。

支援センター、あそこなんか、去年なんか雨漏りしてもう調理できなかったんですよ、なべが。まだ時間ありますよ、時間は。調理できへんかったんですよ、急遽メニューを変えたんですわ。それぐらい老朽化しているんですよ。

そんな現状よく見て、子どもも将来減っていくというのも勘案して、これからしっかり前向きに検討していただきたいと思います。

これだけのデータがあって資料があって、今後、どうですか教育長、最後に一言お願いします。

○道工晴久議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 確かに、議員の推計というんですか、いろいろな調査をされて出していることには敬意を表したいと思います。

しかし、現状、推計でございますので、あくまで推計でございます。何人になるかということも、私のほうも調査していますし、今まで町長の考えの中で子育て中心だというようにいろいろなハード面もソフト面も予算をつくってつぎ込んでいただいております。

そこからしますと、私の考えの中では、それだけ推計ほど子どもたちの数は減らない

と思っておりますので、先ほどから何回も申しますように、安全・安心のための給食を続けたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最後に、町長、お願いしますわ。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えいたします。

学校給食等については、私も就任した当時から、中学校給食と今のセンターにあります給食センターを統合できないかということをご提案してまいりました。

その中で、あり方検討会議の中での最終的結論は、先ほど財政部長のあったとおり、なかなか超えなければならないハードルが、例えば先ほど部長からも答弁あったように、3レーンを設けてやらないと中学校の生徒、小学校、そして保育所等の問題等々があって、そういった中で非常に難しい問題があるので、当面できることは、老朽化している機材、資器材、そういったものをしっかりと年次計画を立てて取りかえていくということで現在まで来ております。

これから先、どういう事情が起きるかというのは、まず法改正が大きく変わった場合、どうしてもそういった統合をもってやらなきゃならない。一番、先ほど教育長が申し上げましたとおり、子どもの数がどんどん減少していくということになるんですが、私の担当からもらったデータでいきますと、年々、保育所の入所の数が増えてきておるといえるのはありがたい傾向にあるのかなと思っております。

ただ、中学校については、先ほどデータで説明あったように、これから先を見通していくと、わずかながら人口減少、子どもの数が減っていくんじゃないかということがあります。

そういった中で、地方創生の事業をあわせもって、今、事業を推進してるわけなんですけども、なかなか自然動態、また社会的動態、そういったものを考えますと、そういった自然動態がまだまだその辺大きく減少している問題がありますので、人口が増加するというにはまだまだ時間がかかるのか、それとも、先ほど議員おっしゃるように、このままいくと人口減少に突入はしているわけなんですけども、さらに突入する傾向になってくるのか、その辺はまだ我々としては未知数でありますので、できるだけ5年先、10年先を見通しながらの計画を立てているわけなんですけども、この給食センターと統廃合については当面の間、やはり老朽化した、そういった施設、機材、資器材、そういったものを交換しながらやっていく。

建物については、もう議員ご存じのように、議会の同意を得て耐震化の補強は全て終

わっておりますので、建物の安全性は問題ないんですが、その中の機材、資器材が非常に老朽化しているということについては、私も承知しておりますので、そういったものも今後、十分、年次計画を立ててやってまいりたいと。

統廃合については、今しばらく時間を見て、今後いろんな国の状況、府の状況を見ながら見当してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この件については、今後とも注視していきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

岬町における豪雨災害対策について、通告のとおり質問いたしますので、回答をよろしくお願いします。

平成29年10月22日と29日の台風がもたらした泉州一帯が豪雨に見舞われ、南海電鉄の男里川鉄橋は沈下し、樽井駅から尾崎駅間はバス運行となったことにより通勤、通学の方は苦勞されたと思えます。

現在では、鉄橋も仮設の復旧で運転され、通勤通学の方は少しスムーズになったと思えますが、一日も早く本復旧がかなうよう願うものであります。

岬町におかれましては、さきの台風により全域で豪雨に見舞われました。特に、多奈川地域の東川及び西川の水路が危険水位まで上がりました。このようなことにならないかと心配でいつも思っていたことが現実となりました。

以前より河川隣接の区長からも河川浚渫の要望が出されていると思えます。また、今回、10月22日の台風による豪雨災害で避難勧告が出されましたが、その要因は豪雨によるものですが、もう1点は川底に土砂と樹木等が堆積し、樹木が根づき、川幅が狭くなっているのが要因ではないかと思えます。

先日の豪雨に何とか耐えられましたが、危険でしたので、早急に堆積の土砂、樹木の浚渫は住民の切なる思いであります。

それでは、1点目の質問に入りたいと思えます。

1点目は、まず初めに、東川、西川、この浚渫は大阪府に申請されていると思えます。再度要望をお願いするものであります。いつごろ浚渫の事業を実施されるのか答弁をお聞きしたい。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

東川、西川の浚渫でございますが、本町といたしましては平成29年8月、多奈川の楠木、中、港、東の4自治区の連名で要望を受け、直ちに大阪府に対し要望を行ったものでございます。

また、平成29年11月、2日にわたり大阪府議団への平成30年度大阪府当初予算要望活動の場におきまして、町長は大阪府が長年河川浚渫を放置したことにより今般の台風21号により東川、西川の増水を招き周辺地域の住民に避難指示を発令するに至ったことを訴え、東川、西川の早期浚渫を強く要望したものでございます。

この要望に対し、大阪府からの回答では、平成28年度に河川の堆積土砂調査を実施したところ、東川の谷川橋上流付近では5年以内に撤去が必要と判断される箇所があり、西川合流点から平野橋付近について、平成30年度の非出水期、11月から3月に実施する予定とのことでございました。

また、西川につきましては、土砂撤去が必要と判断される箇所はないものの、河川内の樹木が多いことから除根とあわせて東川合流点から楠木橋については平成30年度非出水期11月から3月に土砂撤去を行う予定とのことでございます。

なお、楠木橋上流部の局所的な河川阻害している部分は、平成30年1月から2月で土砂撤去を行う予定と聞いてございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 部長の答弁では来年の11月、3月はわかっていますが、先日の豪雨を見ますと来年の梅雨の時期と9月の台風を考えると、大阪府へ一日も早く浚渫を願いたいものです。

次に、2点目の質問をいたします。

2点目は、豪雨対策の要因を確認したいのですが、川底の堆積が悪いのか、土手の堤が低いのか、東川、西川の最下流の高低差によるものか、わかっているならば答弁を願います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えします。

東川、西川の水位の危険水位まで上がった要因でございますが、大阪府の回答では、東川、西川だけではなく、岸和田土木事務所管内の河川は全て水位が高く、水位上昇の原因は豪雨によるものと考えておられるところでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 泉南地域全ての河川の水位が高いと言われるが、それでは、どうすれば水位が高いことによる水害発生を阻止することができるのか、有効な対策があるのか、大阪府に考えてもらいたい。要望しておきます。

次に、3点目の質問をします。

3点目は、西川河川の極楽橋から5メートル上流の土手がイノシシに削られ、同じ場所が先日の豪雨で堤がえぐられ危険です。至急、補強をお願いしたい。

また、その上流20メートルの土手も土のうで補修をしておりますが、これも至急復旧を願いたい。いつごろ実施されるのか伺いたい。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

西川の極楽橋上流部で土手がイノシシで削られた部分の土のうで積まれた部分の補強でございますが、大阪府の回答では、堤防で削られた箇所は、台風来襲前にイノシシが通ることによって崩れていると地元の住民から報告を受けまして、土のう積みを実施し台風後にも現地確認をしたが、現在のところ、対応は一定完了していると判断しておられ、今後、損傷等が確認された場合には適切に対応するとのことでございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 現在のところ、対応は完了していると判断しているようですが、応急措置した土のうの土手では危険と思いますので、再度、大阪府へ要望をお願いします。

次に、4点目の質問をいたします。

4点目は、西川河川の極楽橋から上流の土手の堤ですが、河川底から約2メートルほどはコンクリートの堤ですが、上部の土手は土であり、豪雨に弱いのではないかと住民の声であります。一度、土手の調査を大阪府をお願いしたい。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

極楽橋から上流の堤が土手となった部分の調査でございますが、大阪府の回答では定期的な点検も実施しており、台風後も現地確認したが、現時点では土手の部分については治水上大きな問題はないと考えており、今後、損傷等が確認された場合には適切に対応するとのことございました。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 大阪府は現時点では土手の部分については治水上、大きな問題はないとのことですが、これも住民の声もあり、一度土手の調査を大阪府へ町から再度要望をお願いします。

次に、5点目の質問をいたします。

5点目は、東川河川の谷川橋に水位計が設置されていると思います。西川河川の中橋にも水位計の設置の申請を願いたい。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

西川中橋への水位計の設置でございますが、要望させていただきましたが、大阪府の回答では、現時点では水位計を追加設置する予定はないとのことでございました。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 大阪府の回答では現時点では水位計の追加設置はないようですが、西川の中橋にも設置いただけるように大阪府に町から再度要望をお願いします。

以上で、豪雨災害の質問を終わります。

次に、災害時の避難について質問をいたします。

さきの台風21号の襲来により、岬町では初めて避難指示が発令されましたが、災害時の避難についてお聞きします。

今年は台風の発生が多く、台風21号、22号と2週続きとなりました。特に台風21号では未明からの大雨により降水量も時間経過とともに多くなり、大阪府の雨量観測の一つである深日棟合観測所では連続雨量が390ミリとなり、また多奈川小学校観測所では353ミリとなりました。

この台風は岬町の全域に大量の雨をもたらし、夕刻には多奈川地域の港、中、西地区に避難指示が発令されました。

この発令を受け、避難所である多奈川小学校に85人の方が避難しましたが、高齢者の多い地区ではご自身が避難所まで避難することが難しく、災害時の避難について本町の考えをお聞きします。よろしく。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の台風21号では、台風本体の雨の前に秋雨前線による雨も重なり、長雨に伴い、各地で大雨となりました。

本町に3カ所設置しております大阪府の雨量観測所では、各所で連続雨量が350ミリメートルを超え、また多奈川地区では東川及び西川の水位が急激に上昇しました。

このような中、22日の18時には多奈川西畑、東畑地区、港、中、西地区に避難指示を発令し、多奈川小学校への避難者や自主的に避難された方も含め、本町では91名の方が避難所に避難をされました。

災害時の避難の心得としましては、平時から避難施設や避難経路の確認、非常時持ち出し品の準備など、事前の備えが重要となります。

また、住民の方一人ひとりが自らの身の安全は自らが守る、自らの町は自らで守るという心構えが必要です。

日ごろから防災、減災について正しい知識を持って、家庭や地域で災害への備えを行い、近隣で助け合えるような信頼関係を築いておくとともに、地域の自主防災組織との連携も大切となってきます。

避難所へは健常者を初め、体の不自由な方など、さまざまな方が避難されます。体の不自由な方の中でも、特に支援が必要な要介護認定を受けている高齢者の方や支援区分認定を受けられている障がい者の方の避難については、日ごろから支援を担当している事業所の専門職員が利用者と話し合いを行い、移動方法などを検討していただけるよう協力を求めてまいります。

災害時の避難につきましては、ご自身で避難所まで避難していただくことが基本となります。また、体の不自由な方につきましては、家庭やご近所の方による共助の助け合いの中で避難していただくとともに、平時から地域での見守り、声かけ活動や災害時の支援体制づくりも重要であります。

行政としましては、今後、できる限りの対応に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 課長の答弁、ご苦労さん。これで災害避難の質問を終わります。

次に、阪神高速湾岸道路の延伸について質問します。

阪神高速道路湾岸道路の延伸は、国土交通省近畿地方整備局が大阪湾岸道路南延伸路線として地域高規格道路の候補路線にしております。

私は、この道路を泉佐野市のりんくうジャンクションから岬町へ延伸するように要望を続けております。

まず、1点目は関西空港会社には阪神高速道路湾岸線に関連する事業計画を審議する部会があると聞き及んでいますが、その組織が南への延伸構想を考えているのかどうかを確認に行っていただけるかどうかをお聞きしたい。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

現在、関西国際空港は民間会社である関西エアポート株式会社が運営しております。

また、関西国際空港関連のほかの組織には新関西国際空港株式会社や関西国際空港調査会もございますので、議員ご指摘の阪神高速道路湾岸線の延伸への役割などについて

確認などの取材をしてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 次に、もう1点は、阪神高速道路湾岸線の延伸の今年の要望活動の状況はどうなっているのか答弁してください。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

阪神高速道路湾岸線の南への延伸についての要望は、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会が実施しておりまして、岬町も参画しております。

今年度につきましても、阪神高速道路湾岸線延伸の要望書と資料にする地図に延伸道路を示して、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会が来年2月に中央要望を行う予定となっております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 室長の答弁ご苦労さん。

阪神高速湾岸道路を終わります。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○道工晴久議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、田島乾正君。

○田島乾正議員 今回の質問者は8人と聞き及んでます。

私で今、通告6番目でございますので、長時間になりますけども、傍聴の方は一つよろしくご静聴願いたいと思います。

私は、平成7年に初当選後、議員の経験が少ない年の6月の定例会で健康ふれあいセンター、ピアツツァ5ですね、ここの建設造成工事がさなかでしたが、初めての一般質問をした記憶があります。

その内容につきましては、施設の空調設備の熱カロリーについて温水プール、浴場等のカロリー計算について質問させていただきました。

その当時、答弁された部長は現在おられませんけども、各電気、ガス、重油等の熱カロリーについて説明されましたが、答弁では電気は安全であり、熱カロリーが高く安価である旨の答弁でしたと記憶しております。

素人の私は各熱カロリーの答弁について疑問を抱きましたので、建設当時の電気、ガス、重油等についての計算式の資料提出を求めた記憶がございます。

答弁者は資料の提出ができない旨の答弁でございました。なぜかと言いますと、即答できないと、そういう答弁内容を記憶しております。

さかのぼって議事録を確認したらよろしいんですけども、私ながらそういう記憶をたどって対応しました。

質問というのは、やはり大事なことで、先ほど、午前中から各議員さんの質問、そして理事者側の答弁等々を拝見させていただき、鋭い質問の方もおりますし、また、易しい質問の方もありました。

答弁者においても、確実な答弁をされておりますが、役職的に答弁しづらい答弁だなと、私は個人的に拝聴しておって、やはり、こういう税金を執行するに当たって執行権者の顔色とかいろんな考えを気をくんで答弁者は答弁せざるを得ません。

やっぱり宮仕の身として、当然、政治的決着を立てるのは執行権者長であります。

ということで、答弁については、やはり質問者の私は答弁のみでなくして、最後には必ず追及を伴わんと質問をして答弁をもらって、それでありがとうございましたと終わるのでなくして、自分で疑義を感じたら、やはりその疑義について追及するのが質問者の責務であって、答弁者、いろんな角度から見当します、考えます、いろいろします、答弁者はやっぱり答弁しやすいと思います。

いろいろご苦勞はあると思うんですけども、私は最初の平成7年の初めての一般質問の答弁の中で悔しい思いを経験した経験がございますので、必ず追及を入れて質問をしてまいりました。

この部長とは縁があるのか、釣り公園の建設について、建設をやるのか、やらないのか、町執行権者との議論の中で、その担当部長に質問したわけですね。

万が一赤字が出た場合、補填は何でするんだと。一般会計はだめですよと言ったら、この部長は、絶対に赤字を出しませんと言い切って、この職場を円満退職された方がおります。

あんまりこういう悪口は言いたくないんですけども、やっぱり答弁者自身、責任を持って答弁していただきたいと。でないと、質問議員は必ず追及しますよということをこの場をお借りして、ちょっと警鐘を鳴らしたいと、かように思いますので、気を悪くしないように、一つお願いします。

貴重な時間ですので、自画自賛的な過去の懐かしい体験談を披瀝して申しわけございません。

さて、国会では衆参の予算委員会で会計検査院の検査結果の報告に伴い森友学園の国有地の払い下げ、加計獣医学校建設について野党の質問が追及されております。

答弁者の言うところでは大臣、安倍晋三は形式的な答弁で、国民が納得する説明がなされておられません。

また、与党議員は守りの姿勢でせんでもいいような、よいしょ的な質問ばかりで、国会中継のテレビを見てても茶番劇であほらしくて見ておれませんでした。ほんまにようやるなど。

野党も野党ですけども、かなり追及しているんですけども、やっぱり、よいしょ的な質問が多くて、これは民主主義ですので、これはいたし方ないと。

それよりも、また、隣国のロケット少年が国民が飢えて苦しんで、体内に寄生虫をわかしているような衛生のもとの中で、本人は丸々と豚のように太り、ミサイルを日本の領域に撃ち込んでます。

また、安倍晋三さんもトランプ大統領の番犬でもないような、ハチ公でもないような感じで、いろんな外交しておりますね。

そやから、国会においてもこういういたらく的なことをして、国民は皆怒ってるわけですね。

やはり、一番まず国民を守るのであったら、先ほどの学園の問題も大事ですけど、まず戦争を避けて国防について真剣に議論していただきたいわけですね。

いつ飛んでくるかわからんようなやつ、のんきに森友やの加計やの、いいかげんなよいしょ的な質問したりしてる場と違いますわな。それをやっぱり、私、ずっと衆参の予算委員会でも頭へ来ましてね。ということで、国政は国政で置いときましょう。

こういう国民的な愚痴を申し述べて申しわけございません。

さて、これから我が町の町政運営について、事前に通告をいたしていますので、2点について質問をしたいと思います。

ということで、質問も真剣にしますので、答弁もやっぱり真剣に答弁していただかなければ、また追及心をまたあれしますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の質問ですけども、通告どおり医療・福祉・介護用の電動補助具の実態について。これは、俗に言う電動車いすと思うんです、医療用の。

この部分と、介護保険法に運用される電動カーですね、この部分について、まず質問したいと思います。

日常生活で必要とされ、障がい者用補助具として電動車いす、高齢者用電動カーを使用されております。

これはなぜかと言いますと、私、持病のために大学病院とかそのようなところへ行って、よう目にするわけですね。大変気の毒な状態で頑張っておられる方おります。

ただ、経済的にみんなが同じような高い電動いすを購入できるわけじゃございません。聞くところによると、軽四自動車1台買えるぐらいの高価な電動車いすもあるらしいん

です。

それで、まずお聞きしたいのは、これは疾病をされた個人が独自で購入されているのか、それとも支援団体、また行政が何らかの補助具の電動いすの購入に補助をされているのか、助成されてるのか、この点についてまずご答弁願いたいと思います。

そして、このような方が岬町でどれほどの方がおられるのか、把握できていたら把握できた数値を説明、ご答弁願いたいと、まず、この点について一つご答弁願います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

障がい者用電動車いすとか、高齢者用電動カーにつきましては、現在ある公的制度をまずご説明をさせていただきたいと思います。

障がい者用電動車いすや高齢者用電動カーにつきましては、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能力の向上を図ることなどを目的として、身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完、代替する用具を購入した場合の費用の全部、または一部を支給する補装具給付制度。また、介護保険制度を使ってご利用いただくことができます。

障がい者の補装具給付制度につきましては、補装具を必要とする方が町に申請をしていただき、大阪府障がい者自立支援センターの判定、または意見に基づいて町が決定することとなっております。

費用にかかる自己負担は、原則1割負担ですが、負担上限月額が設けられておりまして、3万7,200円が負担限度となっております。

また、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の自己負担については0円となっております。

次に、介護保険制度では介護認定を受けられた方がケアマネジャーとご相談の上、ケアプランに盛り込むことで貸与、レンタルすることが可能でございます。介護保険における自己負担は原則1割負担となっております。

そして、次に各電動補助具の使用台数でございますが、岬町内におけます各電動補助具の使用台数は先ほど述べました障がい者の補装具給付制度をご利用された方や補装具給付制度または介護保険制度によらずに自費で購入された方もおられると考えられることから、その総数の把握は困難でございますが、制度をご利用されている人数についてお答えをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、障がい者の方で補装具給付制度により電動車いすをご使用されている方は現在1名、そして、次に介護保険制度により高齢者用電動カーを使用されている方は28名

でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま部長の説明で、大体私なりに把握ができました。

回答の部分については、かなり申請されている方が少ないと思うんですね。私、ある大学病院行っても、かなりの電動の車いすを使ってる。町内では介護の関係で28名の方が申請して使ってる。その台数については、日常生活で多く見受けます。

私としたら、歩行困難の方がこういう文明の機器で買い物に行ったり、あっちこっち行けるのはいいことだなと、感謝をいたしております。

そこで、医療の部分については別といたしまして、私もこの次からシルバーマークを張りつけて走ってる身でございます。そやから、あすは我が身という考えでいるんですけども、今、自動車運転免許証返納せえ返納せえって社会的にいろいろ高齢者は責め立てられてますな。

ということは、事故が目に見えて増えていますので、昔はそういう事故が多かったんですよ。しかし、高齢者の事故というのは増えてないんですね。しかし、目立つんですね。

まず、事故見たら何歳かな、若かったらいいのにな、こんなん言ったら不謹慎ですけども、必ず70歳、80歳の方の事故ですね。

ということで、家族、身内からいろいろ自動車運転免許証の更新する係からももう返納したらどうですかと、いろいろ責め立てられて。返納するのはいとも簡単です。しかし、今日から免許証返納した場合、今度乗るとき無免許運転になるんですね。

ただ、この方は痴呆も入ってないし、何も入ってないのに、年齢的に追い詰められて返納してしまった方もおります。なぜかと言いますと、過日、ある方が町営住宅申し込みたいということで町営住宅の申請して、この月の、先月に締め切りかな。

ということで、お宅、どういう状況といたら、独居老人で、もう八十何歳で、そして免許証返納しましたんやと。しかし、この坂ちょっときついですなということで、きついけども、お宅納得して申請したんでしょうと言ったら、いや、よう考えたらどうしようかなって、町営住宅の申請迷ってますんでね。

しかし、今の生活どんなんですかって聞いたら、一人部屋の一番小さいところ借りると。ただ、これちょっと買い物に行ったり駅まで行くの大変だということで、そしたら、介護のほうどうなってますかって言ったら、介護のほうでお世話になってますということで、それやったらいま一度、窓口へ行って介護幾らか知りませんが、こういうことで車を結局補助制度ないですかっていうところを教示したわけですね。

そしたら、喜んで町営住宅もお借りしたいと。そして、そういう補助も受けたいということで、この方、痴呆も入ってません、何も入ってません。ただ、足が悪くて、ちょっと太ってますので。足が悪くて、そういう高齢者用の電動カーが借りられるのじゃないかということで、えらい喜ばれましたね。やっぱり、自動車運転免許証返納した後の話ですけども。

ということで、結構お金がかかると思うんですけども、このレンタル制度ですね、最後のほうの介護保険の関係で、28名の方がレンタル制度の恩恵を受けてると。まだまだいると思うんですわ、そういう困った方。

なぜかと言いますと、私、過日、持病でみさき公園の駅前のあるクリニックに行っただけです。この私の持病というのは痛風で、ぜいたくはしてないんですけども、痛風で足が腫れて歩かれましたので。ということで、車いすで一般診療受けに行ってきました。

驚いたのは、一般診療じゃなくして、そこのクリニックはリハビリをしてるんですね、兼ねて。その待ってる間に、送迎用の車がひっきりなしに到着するんですね。その送迎用のワンボックスカーから高齢者がどっと降りてくると。そして、また次の送迎車もどっと来ると。

そして、隣の部屋をのぞいたら、リハビリをされてるじいちゃん、ばあちゃん、いっぱいですね。私は悪いとは言ってませんよ。岬町にこれだけの高齢者がいたのかいなってびっくりこきまして、そして見てみたら、皆さん真剣にリハビリされているんですわ。

それだけ高齢になったら身体的に困っている、そして自分で通院できない、リハビリ来れない、そのクリニックの計らいで送迎していただいと。これいいことです、クリニックも高齢者対策してくれてるんやなど。それは感謝してます。

そこで、介護保険適用できない方も足腰の訓練してるんですね。そやから、この足の悪い、不自由な方の苦労わかるので、今、28名じゃなしに、いま一度こういう方たちが多いので、町としてできれば買い物難民とか通院難民の方のために介護保険の適用、介護法の適用外で申請していただいて、担当窓口で審査していただいて、本当に必要だなと思った場合の方にそういうレンタル制度を考えてほしいわけですね。

これについて、部長、どうですか。そういう予算的なこともあるんですけども、これは個人的に買ったなら高くつくんですわ。買ったからって、あの世まで持っていかれまへんねん、はっきり言って。10代やったら、ずっと高齢まで使えますけど。

そやから、経済的に大変な高齢者がいるということですので、一つ財政的に、そして、窓口の事務作業的にもうちょっと増やせるのか、増やせれないのか、まず担当の部長か

らちょっと答弁いただきたいと。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

障がい者の補装具給付制度、または介護保険制度の対象にならない方も移動の利便性から電動車いすや高齢者用の電動カーを使用したいと思われている方も多いのではないかと思いますし、また、今後も高齢化の進展に伴い増加してくると思われま

す。しかし、公的制度の対象とならない方に対する高齢者用の電動カー等に対する支援を創設するということになりま

すと、必要な財源を初めとして、まず介護保険制度の基本である自立に向けた支援という部分がございますし、また、先ほど議員も触れられましたように介護予防、いわゆる筋力低下を防ぐための介護予防の視点でありますとか交通安全の観点、また、支援対象の範囲、そして、その必要性の確認方法など、幾つものハードルを越える必要があると考えております。

これらのことも踏まえまして、今後、高齢化に伴う課題として調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 一つ、部長、高齢者になってみないとわからんのでね、やっぱり、また部長もその階段上がっていくと思うので。

私も、先ほど昼食で長老と飯食って、正面玄関の13段の階段上がって、今度、受付のところから本式のつづら折れの階段、これ3階まで一気によう上がりませんねん、2人とも。しんどいなと。2階でトイレに行ってゆっくり上がろかと、そういう冗談をしてきて、次の質問にあるんですけども、エレベーター、大変やのにな、よかったのにな。高齢者というのは、こういう愚痴をこぼしたわけやね。

ということで、部長、今答弁とおおり、一つ上のほうに上限なりいろいろそういうアドバイスなりを一つ伝えてほしいなと。質問でぴたっと終わってもうて、答弁したら終わりじゃなしに、やっぱり、また追及という言葉が出てきますので、それ一つお願いしたいと思います。

この質問の最後に町長に、住民部から町長にそういうお声が上がってきたら、町長も一つお互い高齢者ですので、やっぱり一つ優しい、そういう福祉対策をしていただきたいなと、かように思いますので、一言でよろしいから、町長の言葉いただきたいと思

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 田島議員の質問にお答えいたします。

内容等については、今、担当部長の説明のとおり、非常にハードルが高いということもあります。

ただ、ここで今、二十数名の方がご使用なさっているということで、それ以外の方がどのくらい障がい者の方、そういう電動いす、電動カーを必要とするか、そういった人数も必要かと思えます。

そういったことを担当のほうに十分アンケートなり、いろんな調査をして、どのくらいの財政的に財源が必要なのか。

それと、もっとほかに補助制度がないものか、そういったものを研究して努力してまいりたいと、このように思っております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

町長の優しいご答弁いただきまして、やはり、これから少子化も始まってますし、高齢化が進んでますので、一つそういう、大変苦しい財政の中ですけども、そういう福祉に優しいですよという、先ほどの町長の答弁どおり、一つ実行されることを願って、1問目の質問を終わります。

2問目の質問も福祉関係の部分もありますし、ハード面の部分もありますけども、通告2問目につきましては、高齢者・障がい者に優しい耐震化ある役場調査についてのごとでございます。

もう、この質問、類似した質問はずっと私、長年質問してきた経緯がございます。また、やってるのかというようなおしかりの言葉もあってもしかりですけども、公共施設のバリアフリー化は義務的事業の一つとして何年も前から国、府からの指導通達なり等々あったはずでございます。

近隣自治体施設は高齢者・障がい者に優しい施設づくりにも取り組んでいるところもございます。また、民間企業においても駅とか、そういう階段の多いところにはバリアフリー化でエレベーターもつけて、車いすで電車に乗れるような駅づくりも浸透しつつあります。

さて、我が岬町役場は昭和の大合併で現在の役場庁舎が建設された立派な庁舎であります。やはり時代の流れとともに老朽化と耐震化問題で国からは危険庁舎であると指導を受けているはずでございます。

いつ来るかわからない東南海大地震に対する役場庁舎整備を求められているのは現実であります。

職員さんも議員もみんな知っております、やらないかんということをおね。

また、バリアフリー化の問題について過去十数年間一般質問や委員会等で訴えてまいりましたが、岬町は高齢者、障がい者に対する理解がなかったのか、庁舎のバリアフリー事業化に取り組みませんでした。

現在、時期的に財政問題もありますが、災害はいつ来るかわかりません。誰にもわかりません。

そこで、一日も早い安全・安心な役場庁舎計画（案）の作業を立ち上げられているのか、まだそのような作業に着手されていないのか、既に作業に着手されているのであればご答弁の説明願いたいんですけども。

まず、1点目に、この庁舎を作業していると仮定した場合、この庁舎の建設場所はいずれにするのか、まず、この点についてご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

ただいまの田島議員のご質問の中で、岬町役場の庁舎が耐震化につままして危険庁舎として国から指導を受けているというご説明がございましたが、本庁舎につまましては、耐震診断の結果、国が一般官庁施設として求めている耐震指標を下回っているということは事実でございますけども、その点につままして、国から危険庁舎として指定なり指導を受けているということはございませんので、まず、そのことを述べさせていただきたいと思います。

本庁舎のバリアフリーの問題、それから、耐震の問題につまましては、田島議員を初め、これまで多くの議員の皆様からご質問をいただいていたところでございます。

これまでも答弁をさせていただいておりますが、岬町の本庁舎につまましては昭和40年に建設され、建設から52年が経過しております。

鉄筋コンクリート構造の事務所等の法定耐用年数は50年とされております。また、先に述べさせていただいたとおり、本庁舎につまましては国が一般官庁施設として求めている耐震指標を満たしておらず、現在の公共施設として求められておりますバリアフリーの対応も難しいということから、建替えの方向で検討するのが妥当な方向性であると考えているところでございます。

ただ、建替えとなった場合には、議員もご指摘がありましたようにさまざまな課題がございます。

まず、多額の費用が必要となり、その財源をいかに確保するか。それから、どこに建替えるのか、また、どのような機能を持たしていくのかなど、いろいろな課題を整理していく必要があると考えております。

本町では、新庁舎の建設等に関する必要事項を検討する庁内の組織といたしまして平成28年5月に副町長をトップとする新庁舎建設庁内検討委員会を立ち上げまして、昨年度は災害時等の業務の進め方を決める業務継続計画の策定について検討を進めてまいりました。

今年度につきましては、新庁舎の建設に向けた諸課題の整理を行うべく作業を進めているところでございます、議員ご質問のありました、どこに建替えるのか等も含めまして、その中で検討作業を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま、西部長の答弁いただいたんですけども、委員会立ち上げたのは平成28年、去年ということですね。

私が十何年来ずっと質問してきたけど、去年やっとエンジンかかったんかなと、今年ちょっとアイドリングでもしてくれてるのかなと。

財政的なことがあるから、すぐにと、私も無理なことは言いません。今さらエレベーターつけていったって、逆に住民から叱られる立場になりますので、やっぱり、まず新しい庁舎をつくると。

検討を平成28年5月に委員会立ち上げてやってるんですけども、一番、これ住民さんにとって関心であって大切な問題は、この庁舎をどこに建てるんかと。

今の場所に建替えるのか、それとも余りの場所に建替えるのか、この議論は以前にも和泉市で紛糾した経緯がございます。今のところに建てとか、いや、場所かえとかということで、議論あるので。

この建て替え場所については行政側の判断でやるのか、これは昭和の大合併でこの位置に位置づけて合併されたやに聞き及んでます。

都市計画の部分でもこの位置、深日港のこの位置と決められている部分がございます。

ということで、地震、大震災、津波等々、考えれば、この場所でいいのか悪いのかの問題もございますけども、まず、どうですか、検討委員会、今立ち上げていただいて、いろいろやって、資金面についても考えて、そして、これから検討されるんですけども、まず住民さんが一番関心を持っているのは、どこにつくるんやということになったら、誰が決めるんやと。

町長が、この位置やと、適切な判断で位置づけしたところで、議会が、いや、それはそのとおりやとやったところで、住民さんの考えをやっぱり、意見、尊重せないかと思うんです。

そこで、まず、この点について、建設場所についてお聞きしたいのは、住民投票で決定される考えがあるのか。こういうことは恐らく建てる時になったら紛糾する問題ですので、事前にこういう住民投票をして、場所の決定をして、そして庁舎の建設に進むのか、いや、それは後でいいんやとか。どうですか、庁舎の位置づけは、方法については検討されてるんですかな。もし、されとったら、ちょっと説明を求めたいんですけど。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

まず、役場の場所を決める方法ですが、これについて少し説明をさせていただきたいと思います。

地方公共団体の事務所、市役所とか役場の設置、変更につきましては、地方自治法第4条に手続の規定が明記されてございます。

地方自治法では、地方公共団体はその事務所の位置を定め、または、これを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならないこと。事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならないこと。条例を制定し、または改廃しようとするときには、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要であることが定められております。

岬町役場の位置を定める条例を定めることによって役所の位置を定めることができるということになっておりまして、現在は、この場所を定める条例を制定しているところでございます。

この役場の場所を含めまして、庁舎整備を進めるに当たりましては、議会をはじめ、住民の皆様のご意見を十分に伺い、合意形成を図っていく必要があるということは認識しております。

現在、内部で庁舎整備に向けた課題の整備を進めているところでございまして、その整備の方針が取りまとめられれば議会をはじめ住民の皆様のご意見を伺い庁舎整備についての作業を進めてまいりたいと考えておりますが、現時点で住民投票という手法をとるのかどうかについては、まだそこまでの議論はいつてないところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 西部長のただいまの説明では、地方自治法第4条でそういうような条例で定めるとなると、現在の既存の庁舎は定められて現在あるわけですね。

そこで、私が先ほど言ったとおり、場所の選定どうするんやということですね。やっぱり津波が来た場合、このままではちょっと対応できないと思います。

そうすると、場所移転するんやったら、今おっしゃったとおり地方自治法第4条、これ改正、条例で定めないかんというなれば、そういう作業もせないかんということですね。

ということで、やはり将来的に場所の移転も踏まえて考えて作業をしていただかないと、せっかく建設の時期が来たとなって、建設するようになって、まだ住民が紛糾するようになったら困りますので、最初からそういうお話をして、住民間が納得して利便性のいいところにつくるという考え、または、いやいや、これはやっぱり歴史ある庁舎やから、場所やからということで、これはここに置いておくべきやと、そういう住民が納得しておさまるのか、その作業を一つ、西部長、念頭に入れて進めていただきたいと。後でけんかするようなことささんようにお願いしたい。みんな仲のいい住民ですので、岬町住民は1万6,000人、けんかで真ん中に溝がでкинように、一つ行政側にお願いしたいと、かように思ってます。

2点目の、庁舎建設しようかという話は簡単です。しかし、丸っこいものなかったら大変ですわな。現金なくても借金してでもできるんやったら借金してできるのか。いや、それは無理であるのか。

ここで、前から私もこのバリアフリー問題についていろいろ質問して、この耐震問題についてもかなり質問してます。

先ほど、西部長は国から指定されているんじゃないんですと言うけれども、この前の大きな震度6でしたか、がさっと来たときに、つぶれなかったんですが、実証されてると思うんです。

しかし、地震というのは1分続くのか、10分続くのかわかりませんので、熊本みたいなのが来たらつぶれますよ。そこを一つ念頭に置いて。

基金について、どういう、今、進捗状況ですか、まるっきりゼロですか、いや、ある程度基金化してるかと。いや、もう起債を起こしてまでもつくりましょかという考えか、この点について、また説明してください。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

議員もおっしゃられていたように、この庁舎を建替えるに当たりましては、多額の経費がかかってまいります。

我々が調べているところでは、同程度の規模の団体では大体20億円から30億円程度の建替えの経費がかかっているというデータを調べております。

その建替えをするための目的とした基金の設置が行われているかというご質問でござ

いますが、庁舎を含めまして公共施設の整備を図ることを目的とする公共施設整備基金の設置をし、積み立てを行っておりますけれども、庁舎整備を目的とする基金の設置は行われていないところでございます。

この公共施設の整備基金につきましては、平成28年度の基金積立残高が1億3,690万8,000円となっております、ただ、これだけの額では庁舎整備の事業費を賄えるだけの基金にはなっていないというところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 何かわびしい答弁いただいて、自然災害のほうに、地震来るのちょっと待ってくれと、岬町ちょっとしんどいから来んといてやと言えるのなら言いに行きたい話ですね。困ったですな。

しかし、全然そういう作業もせんと工事するより、今、ご答弁いただいたように、前へ前へ進んで一つ、20億円、30億円要るお金ですけども、とりあえず基金化してほしいと思います。財政的に大変と思います。

なぜか言いますと、この前の熊本大震災のことをよく振り返ったら、災害対策指揮所というのが皆、市役所役場等々に対策指揮所を設置されて、住民の避難、いろんな人命救助、自衛隊、消防、警察等々に指揮する機材があるところですね。そこを今回、かなりやられて、国のほうも、やはり強固な指揮所が欲しいということを見直して、やっと国も動き出した経緯がございます。

ということで、岬町もやはり、そういう防災的な災害対策指揮所というのは必要性を迫られてます。

そんなブルーシートで外でできませんわな。いろんな人命救助に行くにも連絡取られへん、電源がない、そうなってきた場合、いろんな国の、都道府県の機関に要請をしようにもできませんわね。ということを考えたら、やっぱり庁舎整備が必要になってきます。

ということで、うちには危機管理監というのがおられますね、災害対策の。そやから、管理監のどういう管理の、1万6,000人人口の、岬町としたらこういう災害対策本部の施設というのは、今度建替えるときにこういう施設が欲しいと、こういう国、県なりに応援要請する資機材等々も考えておられると思うんですわ。

もし、そういう計画なり思いなりをお持ちでしたら、今度、庁舎を建てると言ったらこういう指揮対策本部が必要ですよということをご答弁できたら一つお願いしたいんですけども。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 田島議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、災害時の現場指揮所となる災害対策本部は水道庁舎の1階会議室としております。平時には会議室としておりますが、大雨警報等が発表されれば災害対策本部を設置し、災害対策本部員が一堂に会し災害対応の指揮に当たっており、災害時の最重要拠点となっております。

この水道庁舎は、昭和56年の建築基準法改正後の昭和62年に建設され、いわゆる地震耐震基準を満たした建築物であり、岬町庁舎の中では地震に有効な建物であると考えております。

また、防災行政無線の再整備事業を進める中であって、防災行政無線設備を水道庁舎に設置する計画としており、無線操作を初め、災害への迅速な対応が図られるよう本部機能を集約するものでございます。

議員の質問にありますように、本庁舎が建替えされた際には、どのような災害対策本部が望ましいかというお話でありましたが、災害対策本部員は、現在約20名おられます。そこに、消防機関でありますとか自衛隊が参集するとなると、一定の広さが必要となってきます。

また、岬町では災害対応に当たっては3班体制を構築しておりまして、1班約50名の職員を参集させることとなります。

そのような観点からも、ある程度一定規模の広さの災害対策本部があることが望ましいと担当部署では考えております。

つきましては、現在進めております岬町新庁舎建設庁内検討委員会の中で庁舎の建替えはもとより、防災機能が十分発揮できるよう、防災対策指揮所となる災害対策本部のあり方について議論、検討をしてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 先ほど管理監、答弁、説明していただきました。ありがとうございます。

ということで、やっぱり一番住民が望んでいる大切な部署ですので、庁舎の一部分にもそういう立派な活動のできる、やはり1班50名ほど詰めるような3班体制になるんですから、やはり、空間の広いところを、スペース的に意見を言ってもらって、そういう災害対策本部が十分機能できるような、そういう、また作業部会で意見を述べていただきたいなど、これは管理監に要望しておきます。

私とこの家畜も、先般えらいお世話になってありがとうございました。

まず、最後のバリアフリー化ですね。バリアフリー化について、庁舎も新しい庁舎にもしするのであれば、やっぱり、そういう福祉関係に精通した方々も参画していただい

て、やっぱりご意見なりを言ってもらわんと、エレベーターつけただけでいいわという
ような具合にいきませんので、やっぱり車いすが入ったら転回できるような広さのエレ
ベーターにするのか、いろんな部分がございますので、古橋部長、一つ、そういうバリ
アフリー化の問題についてご教示できるんでしたら、ご教示の説明をいただきたいなど。

今の庁舎と比較して、今度、新しくつくるやつはこうこうこういう具合につくるべき
やと、突発的に言ってすみません、これ、通告になかったんですけども、もし、説明
できるんやったら、ちょっとこの場をお借りして、こういう考えもありますと言っても
らえればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 すみません、突然のご指名でしたので十分にお答えできるかど
うかわかりませんが、まず、公共施設も含めて建築物を構築する場合につきまして、大
阪府の場合は福祉のまちづくり条例というのもございますし、またハートビル法、ある
いはバリアフリー、さまざまな条例であるとか、法律等が整備されているところでござ
います。

先ほど、議員ご指摘のように、車いすにつきましても多目的トイレのように車いすで
転回ができるようなトイレも必要になって来るかと思えますし、できるだけ段差のない、
段差を解消した施設にしていくべきではないかと考えているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

ということで、また部長もその節は参画していただいてご意見なりを述べていただき
たいと思います。

庁舎建設についてもいろんな各部署部署の関係者が参画しないと立派な庁舎できませ
ないので、一つ、そういう作業をしていただけることを、各担当部長なり監理監なりに、
いろいろ説明、答弁いただきました。

最後に答弁いただきたいと思う方が1人おられますので、やっぱり何が、先立つもの
の執行権者がうんと言わなければ、やっぱり質問したところで、部長級がやりますやり
ます、考えますと言ったところで、やっぱり町財政を握ってる執行権者の心一つでこれ
から、財政苦しい中、前に進めていただくためのやっぱり町長の災害に強い庁舎づくり
の抱負を一つご答弁いただきたいと、かように思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

先ほどからいろいろと庁舎の建設、耐震化の問題等に、また、バリアフリー等々に対

してご質問をいただきました。

各担当は、今、そういった庁舎検討会議の中での話をご答弁させていただいたと思います。

何分にも、前回も、この前の全協でもお話をさせていただいたとおり、行革推進の中では非常に財政が厳しい、幾ら行革をやっても次から次へといろいろな問題、難題が来ておって、なかなか暮らしは楽にならないという状況かなというのが、今、私の心情であります。

そんな中で、やはり財政破綻を招いてはいけないということを一つの基本ベースに置いていますので、この庁舎検討については、相当高額な財源が必要となってきますので、まず財源の見通しをつけること、これを第一に考えております。

その次は、先ほどからおっしゃられてるように、万が一庁舎建設を凶る場合には、議会の、ご意見はもちろんのことですが、住民の皆さん方の意見、そういった関係者の皆さん方の意見を十分聞かせていただく中で、我々検討委員会の中での議論も含めて判断をしてまいりたいと思っております。

今、やらなければならない大きな事業といたしましては、庁舎の問題とあわせて淡輪公民館の問題も今、課題となっております。

高台にあるのは災害の場合、また津波高の場合には非常に安全な場所なのですが、それが、また逆に高台にあるがゆえに高齢者がそこまで行きづらい。また、車で行って車をとめても停車時にサイドブレーキを引き忘れてたり、いわばレバーをパーキングに入れなかったりして事故を起こす、また事故を起こした方もあるかのように聞いておりますので、そういった老朽化している公民館ですので、そういったものも含めて、今後、どちらを先にやるかということもあるのではないかなと、このことも議会の皆さんにご相談をしないといけないのかなと私は思っております。

何分、いつ来るかわからない災害がやってくるわけですから、そのためには庁舎建設の必要性はやっぱり優先順位としては高い位置にあるのかなと、このように思っております。

しかし、町民が日常、憩いの場、または文化、そういったものを育てている中で、やはり公民館活動、また文化活動、そういったことは岬町にとっては大事な一つの施設でありますので、そのことも踏まえて今後、十分精査をしながら検討して、また議会にお諮りをさせていただきたい。また、ご説明も申し上げたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 町長、ありがとうございました。

町長の答弁を集約しますと、やはり、この問題は歴代町長はまるっきりこういう私が今回質問した部分については理解がされてなかったのか、したくなかったのか、全然やる気を起こしておりませんでした。

3期目の田代町長は、また違って、やはり今、抱負を述べてくれと申し上げたら、やはり全然違った角度でご答弁いただいた。ということは、苦しい財政をやりくりして、そして、やはりこの質問に対して、例え一分でも二分でもやりますと答弁してくれた、これは質問者にとってはありがたい話です。

ということで、田代町長を私は信頼して、いつかはやってくれると信じてますので、今回の質問は実りがあったかと、かように思ってますので、また一つ、お金の問題については大変苦しいことを申し上げますが、一つ、町長一步一步前へ進んで、そういう地震対策。

公民館の件も、これも放っておく話じゃないです、公共施設としてやっぱりやるべき義務的事業ですので、一つお願いをして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○道工晴久議長 田島乾正君の一般質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 3時35分から再開をいたします。よろしく申し上げます。

(午後 3時18分 休憩)

(午後 3時35分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

特別国会が行われておりますが、森友、加計学園疑惑について安倍首相は丁寧に説明すると繰り返しながら、新たな事実が明らかになったにもかかわらず、丁寧という言葉とは正反対の態度に終始しております。首相夫妻のお友だちのために行政がゆがめられ、国政が私物化されたのではないかという重大な疑惑の解明には背を向けています。

また、安倍首相は、10月に行われた解散総選挙に当たって、再来年に消費税を10%に引き上げ、全世代型の社会保障への改革を宣言しました。

ところが、選挙が終わった途端に政府が持ち出したのは、医療費の窓口負担の引き上

げ、介護保険の在宅サービスのさらなる給付外し、子育て世帯の生活保護費の削減などで、全世代への社会保障の切り捨てです。

高齢化率の高い岬町においても深刻な事態が予想されます。

介護保険の改悪では、政府が提唱してきた認知症の早期発見、早期対応に逆行する事態を量産することになり、介護離職ゼロがさらに遠のくことは火を見るより明らかです。働く世代にも攻撃が向けられています。

働き方改革と称して、幾ら働いても残業代が支払われない残業代ゼロ法案を導入しようとし、過労死ラインを超える残業を合法化しようとしています。

喫緊の課題では、政府が通算雇用期間が5年以上の有期雇用労働者のうち、希望をすれば無期雇用に変換する方針を展開するも、大手自動車メーカーを初め、国立大学、独立行政法人でも雇用契約更新時に半年の空白期間を設け、無期雇用を避ける脱法行為が行われており、大量の失業者を生み出しかねない事態が発生しております。

国政における国民へのさらなる攻撃が強められている今、住民にとって一番身近な地方自治体である岬町が住民の暮らしを守る立場で最大限の努力を尽くすことを求めて質問を始めます。

保育行政について質問をいたします。

岬町においては、さまざまな努力を重ねて子育て支援策の拡充が進められていると考えるものであります。保育行政においては、待機児童ゼロを掲げ、基本的にはその実現が図られてきたと認識しております。

今年度においては、喜ばしいことに、保育所への入所希望が予測を上回って増加していると聞き及んでおります。まずは、その実態をお聞きしたいと思います。

町内三つの保育所における入所希望はどのようになっているか、過去3年度の入所希望と受け入れ状況、あわせて今年度の実態がどうなっているのかお示しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まずもって、岬町におけます保育所において待機児童というのはないということをご報告をさせていただきたいと思っております。

保育所の児童数等でございますが、平成26年度の、これは年度末の在籍児童数ですが、平成26年度で163人、そして、平成27年度で156人、平成28年度では152人、平成29年度、これ11月27日現在でございますが189人ということで、保育所のほうにつきましては増加をしてきているところでございます。

受け入れ状況でございますが、岬町におきましては、入所申請時に第1希望と第2希望をお聞きしております。

平成26年度から平成28年度までにつきましては、第1希望に全児童が入所できているという状況でございます。

また、平成29年度につきましては、27日現在の児童数が189名でございますが、そのうち、第2希望のほうにお願いをして入所していただいているのが4人ございます。

そして、この第2希望に入所いただいておりますのは、まず、先ほど申しましたように4人ございますが、保育士の確保あるいは部屋の大きさなどで、どうしても第1希望にご入所いただけない場合につきましては、事情を説明をさせていただいた上で第2希望への保育所への入所をお願いしているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、保育所における入所希望の状況と、今年度の実態についてお聞きをいたしました。

過去3年間については、希望者は全て第1希望とされている保育所への入所がなかったということで待機児童ゼロということになりました。

今年度においても、実質的には待機児童ゼロということになるんですが、4人の子どもがその保護者が希望している第1希望の淡輪保育所に入所できていないということで保護者に説明をし、協力を求めて、実態としては対応は深日保育所での受け入れということになっているということかなと思います。

その理由について、今、簡単に少しお示しをいただいたところですが、保育士の確保や部屋の広さの問題でということをおっしゃいました。

その入所できない、希望する、今、具体的に淡輪保育所に希望しているけれど、保育士の確保や部屋の広さの問題で入所できないということで深日保育所に入っているということですが、もう少しその中身、詳しくお教えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

議員ご承知と思いますが、保育所につきましては、各年齢児ごとに、おおむねではございますが、児童に対して保育士の数が定められているというところでございます。

先ほどの児童数が増加しているということもございまして、途中入所が非常に増加をしてきているというところでございまして、平成28年度におけます途中入所児童は22人でございました、1年間で22人。本年11月1日時点での途中入所は34人と増

加しているところでございます。

その要因としましては、入所申請理由等から見ますと、就労が19人、求職が9人、妊娠・出産・育休が5人、疾病・介護が4人となっておりまして、新たに仕事につく、あるいはつこうとする保護者が多くなっていると考えられます。

また、この途中入所ですが、途中入所につきましては、保育士に対する児童の数が少ない、0歳から2歳までの低年齢児に多く見られまして、途中で必要となる保育士についても多くなっているという現状でございます。

したがって、その保育士の確保に現在苦慮しているというところでございます。

保育士の確保がすぐにできない場合は、人数の配置もございまして、児童の安全上、なかなか児童が増えすぎますと目が行き届かないという安全性の面も考慮しまして第2希望のほうの深日保育所に入所をお願いしているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま第1希望に受け入れができていない子どもたちの実態について、その理由をお聞かせいただいております。

保育士の確保と部屋の広さということを先ほど挙げておられましたが、今の説明でいきますと、今回、第1希望を受け入れられない現時点での理由としては保育士の確保によるものですか。それとも、保育するに当たって、一定の面積の確保は条件にありますからそれがかかわりがあるのでしょうか。

そのこととあわせてもう一つ、今回、第1希望に受け入れることができていない子どもたちの今後のことなんですけれども、やはり、できるだけ早く第1希望の保育所に移れるようにしてあげるほうがいいのかなと思うわけですね。

家庭によって希望はさまざまですので、一律には言えませんが、やはり、お住まいの場所から一番近いところを希望なさるところが多いんじゃないかなと、その次のステップとして小学校というところへ入学していきますので、公立の小学校に入っていくことを前提に考えた場合は、ほかの、周りの近所のお友だちと一緒に入学するというところをご希望になる家庭が一般的かなとは思っています。

機械的に押しつけるわけではありませんけれども、もしも今回、第2希望にご協力をいただいて入所いただいているという子どもたちで、やはり来年度からはとか、第1希望のところに戻してほしいというような声があった場合に、その対応はどのようになさるのか、そのあたりについてもこの機会にお聞きしておきたいと思っております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

先ほどお答えさせていただいた中で、保育士の確保と、それと一つ部屋の大きさというお答えをさせていただきました。

部屋の大きさにつきましては、児童1人当たりの基準平米数が決まっておりますので、その平米数は現在満たしているというところがございますが、ちょっと答えづらいんですが、車いすをご利用されている子どもさんもおられまして、その安全も含めて、その部屋の大きさを少し考慮しているという部分がございます。

それと、もう一つ保育士、来年度でございますが、町としましてはできるだけ第1希望の保育所にご入所できるような形で保育所を確保してまいりたいと考えておりますが、保育士の確保につきましては、町のホームページでありますとか、ハローワークを通じた求人、あるいは各保育士が個々の知り合い等にも声をかけて、また、つてもたどるなどして保育士の確保に現在努めておるところでございます。

ところが、非常に厳しい状況であって、苦慮しているというところは否めないなというところがございます。

引き続き、保育士の確保に努めて希望される保育所に入所できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 保育士の確保について、努力されているということも今語られたところでもあります。

これは一つの社会問題になっておりますけれども、その背景の一つに保育士の処遇の劣悪さが指摘されているところでもあります。

これは別に岬町で働く保育士の環境が劣悪だと言ってるわけではないんですよ。全国的な問題として、非常に命と、それから人格の形成だとか、成長だとか、そういうことに責任を持つという、そしてまた、肉体的にも非常にハードな仕事であり、今の保育士というのは家庭丸ごと支援するという役割が担わされている。それは必要なことだと思いますが、いろんな面から考えて非常に責任も重い、そして、精神的、肉体的にもいろんなことが求められるという仕事でありながら、それに見合うだけのお給料が保障されているのかということと言うと、そこは問題があるという意味で社会問題になっているということを私は申し上げているわけです。

それで、働く保護者にとっては、やはり希望する保育所に入所できる条件が整っているというのは、非常に大きい子育て支援なんですよ。

ですので、その条件をできるだけ早く岬町としても責任を持って調べていただきたいと思っておりますけれども、そのために保育士の確保が、もう目の前で、今すぐにでも必要な

状態になってるということだと思うんですね。

それで、私は今年の3月の議会の厚生委員会の場で保育士の処遇の改善について質問させていただきました。

そのときは、臨時職員の保育士の時給が非常に長きにわたって据え置かれたままで、近隣や大阪府下の市町村と比較しても賃金水準が低いということが明らかになりまして、時給の引き上げの必要性を主張したところであります。

豊かな保育を実現する上で保育士の質、量の確保は欠かせないと考えるものでありますが、岬町における賃金水準、臨時保育士の賃金水準が現在のまま移行するとするならば新たな保育士の確保が難しいだけでなく、現在、岬町内で保育士として責任のある保育に携わっていただいている方々がより待遇のいいほかの町への転職ということもあり得ることだと私は思うんですね。

保育士の処遇の改善が必要であるということは、3月議会のときに私がお尋ねをした厚生委員会の場において町長もお認めになったところでもありますので、ぜひ保育士の処遇の改善について前向きにお考えいただく必要があると思います。

この場で改めてお聞きをするんですけれど、具体的には保育士の時給の引き上げであるとか、あとは長期保育士のお仕事を長きにわたって担っていただいている方なんかへの待遇の改善について、今後、どのようにしていくのか、お考えがあればお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

本町が延長保育、0歳児保育などのきめ細かな施策で住民の子育ての支援を強化しているもと、保育士の賃金単価の見直しは重要な課題であると認識しているところでございます。

現在、各保育所とのヒアリングを我々のほうが行っております。人事担当部門は児童数の見込み、配置基準などの情報の共有を図っております。他市町村の状況や本町の財政状況なども総合的に考慮しながら人材確保のために来年度の予算要求への反映に取り組んでいるところでございます。

長期の従事者に関するところに関しては、まだヒアリングの状況ではございませんけれども、いずれにいたしましても、人材確保のために来年度の当初予算への反映に取り組んでいるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、来年度予算の編成で大変忙しい時期になっているかと思いま

す。

重要な課題であるという認識も人事部局のほうもお持ちでありますし、現場のヒアリングも行っているということでありまして、ぜひ前向きな予算への反映の努力をしていただきたいなと思います。

長期の在勤者への対応については、まだ現時点では特に動きとしてはヒアリングは行っていないという言い方でありましたけれども、ぜひそれについても前向きに検討し、また、現場の声をぜひ聞いていただいて、働く皆さんの意欲がさらにわくような待遇を実現していただきたいなと思います。

そのことが、やはり質・量ともに豊かな保育の実現ということにつながっていくと思いますので、このことについて前向きな処遇改善の努力を重ねて求めて次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問を行います。防災、減災についてお聞きしたいと思います。

本年9月、岬町の各家庭に消化剤が配付をされました。さっき、それをちょっと車に取りに行っておくれてしまってすみません。

この消化剤の配付については、歓迎の声とともに、疑問の声が上がっております。

せっかく取ってきたから出します。こういうものですね。こういう火の用心棒、消える魔球。

それで、私のもとに疑問の声が幾つか寄せられておりまして、そういった声の中では、なぜ配付されたのか。そもそも、それがわからないという声があったり、それから、これは一体幾らかかったのかという疑問もありましたし、また、いや、うちは既に同じ目的の消火剤買ってるねんけどなというような声も、これは何重にも重ねて防災やとか減災という対策はしたほうがいいのでいいことなんですけれども、いろんな声が寄せられました。

それで、まずこの事業が取り組まれた経緯と、それから先ほど疑問の声ということでご紹介いたしました。幾らかかったのかということについて、この場をお借りしてお聞きをしたいと思います。

私自身は周知、一定の配付に当たって回覧も含めて周知されていることは存じ上げておりますが、私のもとに一般の住民の方から、もちろん配付されているお宅の方からこういった声が上がってくるという事実がありますので、この場で改めてお聞きしておきたいと思います。

ご配付になったいきさつ、それから経費についてお答えをいただければと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、消火剤の配付を行った経緯についてご説明をさせていただきます。

この消火用消火剤の配付につきましては、平成28年12月22日に発生しました新潟県の海岸部にあります糸魚川市で中華料理店の大型コンロの消し忘れにより火災が発生し、日本海の低気圧に吹き込む乾燥した強い南風にあおられ、瞬く間に周囲の住宅密集地を巻き込み、単一出火の延焼による火災の規模としましては日本国内において過去20年間で最大の火災となりました。

この糸魚川市の大規模火災を契機としまして、全国的に初期消火活動の重要性が再認識されたところです。

岬町におきましても糸魚川市同様、海岸部に住宅が密集しており、一度火災が発生すれば大規模火災となる危険性が十分考えられることから、今年度におきまして、消火用消火剤を町内全世帯に配付したものです。

もう1点、金額はどれぐらいしたのかというご質問にお答えします。

配付個数は6,500個を配付しております。一つ当たりが約1,040円、正確に言いますと、963円掛ける1.08の消費税の6,500セット。合計が676万260円で契約をさせていただいております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、いきさつについてお聞きをしました。初期消火の重要性ということ、を再認識するような、本当に大きな火災が起こって、岬町の地形だとか住宅の張りつき状況なんかを考えたときに各家庭にこういったものを配付して備えていただくという取り組みだということが理解できました。

それで、引き続きお尋ねをするんですが、配付に当たって、自治区長の皆さんや、それから地域によっては班長さんのご協力もあったのか、うちのところなんかは自治区長さんが直接持っておみえになったんですが、何せ自治区の協力を得ないとこれはとても、配ることもそうですし、また、なぜこれを配るのかという理由、周知についてもうまく伝わっていかないものだと思うんですね。

それで、自治区長の皆さん方とはどのような協議、連携を行われたのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本事業にかかる自治区長との連携についてご説明をさせていただきます。

消火剤の配付事業では、初期消火に有効な投てき型消火剤とてんぷら油火災に有効な

てんぷら油火災消火剤の2種類の配付を計画しまして、災害対策本部員、自治区長、消防団、婦人防火クラブの方々を対象とした2回のデモンストレーションを実施したところ、女性や高齢者の方にも使用しやすいとのご意見をいただき、本事業の実施に至りました。

また、消火剤の配付に当たりましては、本年6月15日開催の第2回岬町自治区長連合会役員会に案件として取り上げていただき、本事業をご説明し、ご賛同賜りました。

あわせて、各地区の区長会では地区会長よりご説明をいただいたところです。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この二つの消火剤の使用方法についてお尋ねをしたいと思います。

これは、火災の原因だとか使用方法に違いがありまして、大切なのは万が一のときにいかに有効に消火に結びつけるかということだと思っておりますが、それには正しい知識が必要だと思っておりますね。

それで、ちょっとこの使用方法についても、私のもとへ疑問の声が寄せられております。その使用方法についての周知はどのように行われたのかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

使用方法の周知につきましては、本年8月17日開催の第3回岬町自治区長連合会役員会におきまして、本事業を再び案件としていただき、配付方法や使用方法の周知についてご提案させていただきました。

当初の提案では、消火剤のパッケージの限られたスペースの中に最低限伝えたい情報を赤く大きな文字で記載し、A4サイズの使用上の注意等を書いた回覧を予定しておりました。

しかし、自治区長連合会の役員会の方より、使用上の注意に関しては、回覧ではなく各戸配付対応するほうがよいとのご意見をいただき、この内容で各地区の区長会でご説明をしていただいたところ、各地区の区長会からは使用方法について写真等の説明があればわかりやすいとのご意見をいただきました。

このように、各地区の区長会からのご意見をいただいた中で、最終的にはA3サイズの使用上の注意等を書いた配付のご案内と写真等で使用方法の説明が記載されたチラシを各戸配付することとしました。

配付後には使用方法に関する問い合わせ等が数件ございましたが、販売しておるお店を紹介してほしいなど、ご好評をいただいたところです。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 周知の方法についても今お聞きしたところによりますと、区長連合会の皆さん、また、それぞれの自治区の区長さんからも意見を聞いて、その上でよりわかりやすい形での周知を行う努力をなされたということは理解ができました。

ただ、その努力は認めますけれども、ちょっと細かいところかもしれませんが、例えばこのてんぷら火災専用のもので見ますと、1リットル以下のてんぷら油火災に対応する初期消火用具ですと書いてあるんですね。

そうしたら、じゃあ、1リットルを超えて2リットルぐらいになってきたら、これは意味がないんだろうとか、あと、決して投げないでくださいとか書いてあるんですよ。

でも、投げずにそっと入れてと言われても、てんぷら油の火災でぼわってなってる場所に投げずにそっとというのはなかなか難しいわけですね。

だから、そういう点で、この使用上の注意をお読みになって迷いが生じるということがどうやらあるようなんですね。

それから、もう一つの消える魔球なんですけど、これはさっき説明いただいたこれが努力の結晶なんですね。

てんぷら油火災には使用できません。限られたスペースの中で注意してほしいことをわかりやすく赤で書こうと思ってやったのがこれですね。

ああ、そうなんだなと。こっちはてんぷら油火災には使用できないんだと。確かに私も受け取って思いました。そしたら、何に使うのかなと思ったわけなんですよ。

そうしましたら、電気火災に使うもの。電気火災への消火に効力があるものということのようなんですね。

それで、しかしながら使用上の注意で、通電状態の電気火災に使用しないでくださいって書いてあるんですよ。何か火災が起こったときに、通電状態の電気火災というようなことまで考えが及ぶかなとか、この使用上の注意を見て少し実際使う段までのちょっと距離があいてしまうというか、迷いが生じる方がいるようなんですよ。

また、これと一緒に配られたカラーの写真入りの周知のためのチラシも入っておりました。わかりやすいなと思って私もよく見ていたんですけど。そこには、コンセント火災は、これですね、消える魔球のほうはコンセント火災は消火することができませんって書いてあるんですよ。

ちょっと待ってよ、これって、電気火災に使うんだよな。コンセント火災は電気火災じゃないのかなとか、そんなこと考えてたんですけど。

実際の使用について、やっぱり火災が発生して初期の消火にいかに確実につなげるかということが非常に大事だと思うんですよ。

ですので、改めてそういう注意書きなんかを見て混乱だとか迷いが発生した方に、そういう迷いを払拭していただくといえますか、そういう行動につなげていく必要があるのじゃないかなと私は思っているんです。

それで、あともう1問、最後に、再度周知について確実に消火に結びつけるための努力を今後も図っていただきたいなということを私としては求めたいと思うんですけど、今、私が言ったような使用上の注意について、もしご存じのことがあればお聞きをしておきたいなと思います。お願いします。

○道工晴久議長 危機管理監、川端慎也君。

○川端危機管理監 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

使用上の注意の中で、通電状態の火災には使用しないでくださいという部分と、コンセント火災には薬剤の種類が異なるため使用しないでくださいという表記があります。

通常、両方とも電気火災を想定しておりまして、電気火災では配電盤やコンセントなど、本消火剤で炎は消しとめることはできますが、その液体が拡散し感電する危険性があるため使用しないでくださいという表示をさせていただいております。

それともう1点、再度使用方法等を周知する必要性についてというご質問ですが、今回、行われました消火剤の配付に当たりましては、自治区長との連携の中で回覧の各戸配付や写真つきのチラシを配付するなど、自治区長の意見をお伺いし、実施をさせていただきました。

自治区長の中には使用方法などを一軒一軒丁寧に説明しながら配付していただくなど、自治区長の全面的な協力のもと実施できたもので、使用方法の周知につきましては一定のご理解を得られているものと考えております。

今後、使用方法がわからないなどの方がございましたら、個別に役場担当までご連絡いただければ丁寧にご説明をさせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 周知についても非常に努力をされて住民の命と暮らし、財産を守るという立場での取り組みであるということはここまで聞かせていただいた中でよく理解はできました。

それで、今後も問い合わせがあったらお答えしますということで、基本的にはそれで結構かと思うんですが、あと1点だけ、消防署との連携をぜひ強めていただきたいなというように求めておきたいと思います。

といいますのは、この間、自治区や自主防災組織などで防災訓練を行った地域がございまして、そこに消防署から署員の方にお越しをいただいて、この2種類の投てき型の

消火剤の説明をしていただいたところがあるんですね。

それで、消防署との連携は、全くされていないわけではないことは知っております。けれども、残念ながら、その消防訓練の準備としては十分でないと考えられる部分もあったようでしたので、今後、地域での訓練等が行われる場合、消防署ともよく事前に連携を取って相談をしていただいて、参加された方がいかに着実に初期消火の行動をとれるかということに焦点を当てて、目的は一緒だと思うんですね。ですので、そこは事前によくお話し合いをしていただいて、防災訓練なんかのときにも、ぜひ、せっかく配ったので、活用をどんどんしていただいたらいいと思うんですよ。

各家庭にありますけれど、自治区に加盟している各家庭にはございますが、置きっぱなしになっていたり、これなんかだったら、てんぷら火災が起こる、余り近く過ぎてもだめだし、遠すぎてだめなんですね。

だから、日ごろから気をつけて、置く場所だとか、万が一のときに実際に使えるようにぜひ防災意識の喚起を促す形で消防署ともまた連携を取っていただきたいなと最後にお願いをしておきたいと思います。

最後に、国民健康保険についてご質問をさせていただきます。

来年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴って大阪府が統一保険料の2回目の仮試算を示し、大阪府下の市町村における保険料の試算も示されたところであります。

国保の都道府県単位化は国会で決められたものでありますが、保険料の引き上げや保険料の徴収事務の強化が危惧されるところであります。

私は、都道府県単位化そのものに異議を唱える立場ではありますが、決められた以上、そのことに伴う加入者の不利益をいかにして回避するのが今後の焦点となってまいります。

加入者の命と健康、暮らしを守る立場で岬町が最大限の努力を払うことをあらかじめ求めておきたいと思います。

保険料についてお尋ねをいたします。

統一保険料では、全府的に低所得者への負担が増やされる傾向が示されておりますが、岬町においてはどのように試算をされているのかお聞きをしたいと思います。

言うまでもなく、保険料は世帯の構成や所得によって差がありますので、世帯によって、また人によって保険料が違うことにはなりますが、岬町の国民健康保険の加入者は65歳以上の方が多く、国民年金のみでやりくりしながら生活しておられる方も多くおられます。

具体的にするために、モデルケースとして65歳以上74歳以下の単身世帯で年金収

入が月額6万円の方の保険料がどうなるというふうに試算をされているのかお尋ねをしたいと思います。上がるのか、下がるのか、また、その金額は幾らというふうに現時点で試算をしておられるか、お尋ねしたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

65歳以上74歳以下の単身世帯で年金収入が月額6万円の世帯の保険料の現行保険料との比較でございますが、この世帯につきましては、まず7割軽減世帯となります。

現行保険料が2万1,460円、そして試算による府内統一保険料率で算定した保険料が2万3,210円となりまして、府内統一保険料のほうが現行保険料より1,750円高くなるという結果でございます。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　今お示しをいただきましたが、大阪府が示している統一保険料の基準額といわれているものにあわせて試算を行うと負担が増やされることになるかと。

保険料率、統一保険料で言い方間違ってますか、合ってますね。失礼しました。大阪府が示している統一保険料に合わせるとなると、保険料が値上げされるということをお示しいただいたところでございます。

まだ、この統一保険料については少し動く可能性が残されているところだと思います。大阪府の試算として、あともう一回何らかの資料が示されるかと聞き及んでおりますが、直近の試算によると、今お示しいただいたところだと思います。

それで、大阪府はこの統一保険料をとるようにと、そこに合わせるようにと大阪府下の市町村に対して求めてきてはおりますが、ただ、実際の保険料の金額については決定権限は都道府県化されたとしても市町村に決定権があると私は考えています。

それは、この法律が決められて、国会で決められてしまったわけですが、都道府県単位化については。その国会のやりとりのところでも都道府県が勝手に決められませんか、市町村が決めるものですよということが確認されていたと思いますけれども、岬町においてもその金額の決定の権限についてはそのような考えであるのかどうか、岬町が独自に判断をして保険料を決めるという考えをお持ちかどうかお聞きしておきたいと思えます。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、新制度では都道府県も保険者として位置づけ、市町村とともに国保を運営していくということになりまして、都道府県が財政運営の責任主体となります。

都道府県の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を策定するというところでございまして、現在、その素案、11月29日まででしたか、パブリックコメントが実施をされたところでございます。

そして、制度としましては、議員ご指摘のとおり、大阪府は財政運営の責任者として事業費納付金の決定でありますとか、市町村に対して、その事業費交付金を決定ごとに標準保険料率を提示することになります。

また、市町村は、その提示された標準保険料率を参考に保険料率を決定するということとなりますが、都道府県で統一した保険料率の設定も可能な制度となっております。

大阪府におきましては、まず国保は社会保障制度であって、国民皆保険制度を支えるナショナルミニマムであって、本来、国が一元的に担うべきということを基本としてございまして、医療機関における窓口負担が同じであるにもかかわらず、住む市町村によって保険料率が現在異なっておりますので、負担の公平性の観点から問題があるということで、大阪府では相互扶助の精神のもとで国保の被保険者の保険給付で生じる経済負担を府内全体で負担を分かち合う仕組みにすることを勘案すれば、被保険者間の負担の公平性の観点から府内どこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料であるべきという考え方から、府内の統一保険料率としているものでございます。

岬町におきましては、先ほど試算の結果も議員ご質問のとおり、現行保険料から比べれば高くなるということの結果が出ております。

これにつきましては、岬町につきましては、基金を活用いたしまして保険料の抑制をしているところでございます。

この基金が現在、平成28年度末現在で約1億7,000万円ございますが、この基金が早々に底をつくとも考えられます。

この基金が底をつきますと、一般会計からの繰入により保険料の上昇を抑えるしか手だてがなくなりまして、その一般会計の法定外の繰入金につきましても今の町の厳しい財政状況から極めて困難な状況にあると考えます。

こうした中で、法定外の財源を求めることができない場合は保険料が大幅に上昇して、基金がない場合の保険料と府内統一保険料の差は逆転をするということになりますので、本町といたしましては府下統一保険料率でして、この保険料率に合わすために6年間の激変緩和期間を設ける予定としてございますので、その6年間で保険料率を調整していくことが望ましいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 まずちょっとお尋ねするんですけれど、今お答えいただいた中で、ちょ

っと不明瞭だなというように思いましたので、再度確認いたしますが、保険料を決める決定権を持つところはどこをお考えなのか。

保険料を決めるのは誰とお考えなのか、念のためお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　保険料の賦課決定につきましては、条例により行ってございますので、市町村にその権限があるという認識でございます。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　そのような理解でよかったです。

そうであるならば、できる限り、これまでも努力なされてきたところと私は思っているんですよ。国民健康保険の保険料が非常に高いので、もう負担の限界を超えているというのが実際問題なので、できるだけ保険料を上げないように、下げれるのであれば下げのための努力というのは、岬町としては、私はもちろん100点満点とは申し上げませんが、一定の努力はされてきたと、私はそういう認識を持っています。

ですので、そういった努力を今後もぜひ続けていただきたいと思うんですが、先ほどのお答えですと、6年間の激変緩和措置の期間が大阪府が勝手に設けているわけですが、その期間の間に大阪府下統一の保険料に移していくことになるであろうという、何か見通しみたいな感じがしたんですけど、そういう理解でいいんでしょうか。

基金がなくなった場合ということで、確かに1億7,000万円という基金は決して潤沢ではないと私も率直に言って思います。

例えば、何かの病気の流行が爆発的に起こったとか、インフルエンザでもそうですし、そういうことが起こった場合に、ちょっと1億7,000万円の基金というのは心もとないと考えるべきだと思うんですね。

基金はもちろんため込み過ぎるべきではないですけど、ぎりぎりまで使ってしまえというような暴論を申し上げるつもりはありません。

ですけど、できるだけ基金があるのであれば、保険料を引き下げるためにぜひ振り向けていただきたいと考えるんですが、そのあたり、来年度以降どのようになさるのか、ちょっと具体的なところが先ほどの答弁では不明瞭だったように思うので、もう一度お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

6年後でございますが、6年後に府下の国保の保険料率が統一されると。

その6年間につきましては、市町村それぞれの事情に応じて激変緩和措置を講じてい

くということになってございます。

大阪府につきましては、先ほど申しましたように、国保の運営方針を策定する必要がございまして、現在の素案では6年間の激変緩和を設けつつ、保険料を統一しますということで記載されているところであり、この方針が策定がされた場合につきましては全市町村、それに向けて努力をしていくということになるかと思えます。

また、保険料につきましては、これまで議員ご承知のように、基金を活用しながら毎年度保険料の上昇を抑えてきたところでございます。

現在、平成28年度で基金残高約1億7,000万円、この基金を使いながら保険料率を統一に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、保険料につきましては、先ほど議員がお示しをいただいた65歳以上74未満の単身世帯の所得別であるとか、それぞれのケースによって異なってくると思いますので、モデルケースを想定しながら、そのモデルケースから得られる影響も考慮しながら保険料全体を調整していく必要があるのかなと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のお答えでいきますと、基金も活用しながら、できるだけ保険料の抑制を図りたいということなんでしょうか。

6年後のことはおっしゃってましたけれど、そういうように受けとめていいんですか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 極端な例でございますが、基金を使わない場合、保険料が急増するのは目に見えております。

統一保険料率まで持っていくためにどのような基金の使い方をすればいいのか、また各モデルケースにおいて影響も生じてくる差がございまして、それらも勘案しながらすると。なかなか難しい作業ではございますが、6年後の統一保険料率に向けて、抑え込むということはできませんが、できるだけ無理のない形でソフトランニングをさせて統一保険料率に持っていくという考え方でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 要するに、都道府県単位化したら、保険料が上がるということですね。

それで、6年後までに恐ろしく一度に上がるんじゃないように、ちょっとずつ上げていくんですよ、上がるという事実は何ら変わりがないということが今の答弁でよくわかったんですけどね。

また、説明していただいても結構ですよ。

けれど、私は、この大阪府は6年間という期限を決めてますけれど、よその都道府県

なんかで期限を決めていないところなんかもあるわけなんです。

いつまでに統一するとか、そういうことについて期限を切っていないところもあるんです。それは構成している市町村からの反発が強いからなんですよ。

大阪府はそうはなりませんでした。もう6年後という期限も決められて、ちょっともう時間がないので余り詳細にわたっては申し上げることはできませんけれども、さまざまな縛りを市町村にかけているんです、ご存じだと思いますが。

ですので、このことで住民の皆さんに不利益ができるだけ及ばないようにということと、また、岬町としてもその6年後というように言わないで、もうちょっとよく検討させてくださいというような要求を出すとか、やはり、加入者の皆さんの利益を守るという立場でぜひ奮闘していただきたいということは思うんですが、この場ではもう時間ありませんので、さっき、ちょっと違うということについて説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、保険料ですが、現行保険料と比較しますと当然基金で保険料を抑制していることから、保険料が現行のほうが安いという結果になります。ただし、基金が枯渇した場合は、これは大きく逆転することもございます。

それを避けるために基金を活用しながら、統一保険料率に持っていくというほうが結果的には保険料が抑制されるというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　今、基金を投入して保険料を下げるという努力、抑制する、抑制というレベルになってるケースもありますよね。

努力をされているということから考えているという話を今されたと思うんですね。今度、統一されたときに、こういうことができなくされてしまうということもご存じですよ。

例えば保険料を上昇するのを押さえるために基金を活用してはいけませんとか、そういう縛りがたくさんありますでしょう。だから、私はこの都道府県単位化はよくないと思っているんです。

やっぱり、一番身近な地方自治体である岬町なり市町村がその住民に対して責任を持つこと、それが今大変になっているのは、一つは、やはり構成している階層が変わってきたということがあると思います。

高齢者が多い、それからお仕事を持っておられない方が加入しておられる。要は、以前は農業者だとか自営業者だとかがたくさんおられて、一定の財源があったわけですが、それがなくなったということもありますから、外側からの要因もあるということで、岬町だけを責めることはしませんが、ぜひ住民の利益を守る立場で尽力していただきたいと求めておきたいと思います。

終わります。

○道工晴久議長 以上で、中原 晶君の一般質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長からお許しをいただきました松尾 匡です。

それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

まずは、岬町の景観を保全する対策についてですけれども、岬町に急増中の田畑等で行う太陽光発電事業があります。

安全でクリーンなエネルギーの太陽光発電は、地球環境に優しくて、今後、重要なエネルギー資源となりますけれども、岬町の空き田畑等の土地や山林等に乱立しているという状況です。

観光まちづくりを推進する岬町においては景観上はマイナスとなり、岬町のよさが失われつつあります。

今回は、太陽光パネルの乱立を防ぎ、風光明媚な景観を保全しながら共存可能な方策を探りたいなと思います。

まずは、現在岬町に設置されている田畑や山林、住宅地等に設置されている太陽光パネルの総面積はどれぐらいあるのか、把握しているならば、ここ数年の太陽光パネル面積の推移を教えてくださいなと思います。

よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

ソーラーパネルにつきましては、国から建築基準法の規定に該当しない旨の通知によりまして、開発等にかかる法的な手続を必要としないため、ソーラーパネルの総面積につきましては実態は把握できておりません。

ただし、開発等の担当課において、現在知り得ている範囲になりますが、淡輪地区で12カ所、深日地区で5カ所、多奈川地区で4カ所、合計21カ所程度と思われます。

また、ソーラーパネルの面積の推移につきましても、ソーラーパネルの総面積と同様に法律上、開発ではないため把握できてないという状況になってございます。

開発等の担当課において知り得る範囲になります。平成24年度以降、毎年度3件から4件設置されているような状況となっております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 設置に当たっては建築基準法の規定に該当してないので、法的な手続が不要な太陽光パネル事業、町には年々増え続けているけれども、町としては把握できていないというのはわかりました。

特に、高齢化による農業の衰退、引き受け手がないなど売るに売れないさまざまな土地事情も重なって耕作放棄地が今や町の田畑の3割から4割を占めてしまっているという岬町の事情を考えると事業を開始するに当たって敷居が低い太陽光パネル事業は他市町村と比べて増えやすい事業かなと思いますし、今後も増加していくのかなと思われま

す。
太陽光パネルを家屋や工場など屋上に設置される分には屋上スペースの有効活用と機能的にも夏場の室内温度の上昇を抑えてくれる働きもあるほか、景観上もそもそも屋根になじむものでありますし、太陽光パネル設置に当たってご近所、周辺とトラブルになるようなことというのはまずないでしょうね。

しかし、田畑や山林、住宅地上に単管とか土台をつくって、そして設置される太陽光パネルについては人々の視線の高さの周辺に大体配置されているため、目につきやすく、また、周りの景観を考えると、田畑でも山林でも住宅地でも明らかに異質な存在となり違和感が生まれていること。そして、建築基準法の法令の適用外であるために自然災害発生時に周辺に及ぼす被害などを不安視されている方も多いのが実情です。

このような中、太陽光パネル設置に当たり、もしくは設置後に町へ住民の方から相談とか苦情などはなかったでしょうか。また、あればどんな内容があったのか。その相談、苦情に町としてどう対応されたのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

ソーラーパネルの設置に当たり、役場へ住民からの相談や苦情などの対応でござい

ますが、開発等の担当課へは、事業者より事前説明がない、説明するように指導してほしいという旨の苦情があり、事業者に対し、近隣住民に説明し、理解を得るように依頼している状況でござい

ります。

その苦情に対しては、対策を講じるように指導を行っている状況となっております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 事業者より事前に説明がないとか、雨水排水の対策を講ずるよう指導してほしいなどがあるということがわかりました。

太陽光発電事業の周辺にお住まいの方々にとってはもっと相談等をしたいと考えている方は多いです。基本的には、法的拘束力がないために、発電事業者の考えや意向というのに委ねられ、結果、事業者より事前説明がないというのがほとんどで、そもそも対話ができずに事業者のスケジュールどおり進められているという形になっているのが現状やと思います。

記憶に新しい最近の案件としまして、淡輪の愛宕山に設置された太陽光発電事業があると思います。

その当時も、前もって周辺住民への事前説明がなくて、工事直前まで太陽光パネルが設置されることを知らなかった方も多かったのを記憶しております。周辺住民の方々と町の協力により、工事直前になってようやく事業者から住民説明会が開かれたということです。

面積規模の大きさもさることながらですけれども、愛宕山という岬町にお住まいの方なら誰もが知っているゆかりの多い、古くは観光名所であり、憩いの場でもある場所、そして岬町のランドマーク的な存在であり、我々住民の誇りである、そういった名所に設置し事業をもうすぐ開始するという事態に、知らされていなかった住民の皆さんにとっては衝撃がすごく大きくて、戸惑いも多かったのを住民説明会に参加した住民の一人として記憶しております。

愛宕山といえば、昔からつつじ祭りが開かれて、春は桜とつつじに覆われ、大阪湾を一望できる風光明媚な場所、立派な大木となった桜やつつじなども数多く、そういった木々を根こそぎ掘り起こして無機質な太陽光パネルで覆われるようになりました。

できることなら、そういった名所を破壊してまで事業はしないでほしい。もしくは、一歩引いても、それがかなわないなら、できるだけ桜やつつじなどの自然資源を残しながら遊歩道などを整備して共生できるようにできなかったのかというのが住民の方々の多くの意向であったのに反して、法的拘束力のないこの事業についての説明は、終始事業者側の思いと企画どおりに事業が行われることを前提にした説明に終わってしまい、住民の理解を得るに足りない説明会であったことが記憶に残っております。

私は、岬町を愛する住民の一人として、一時は、各地方からたくさんの方がやってき

て地域に大変なにぎわいを生んだ観光名所で、今もなお愛して訪れる人も少なくない場所の歴史やストーリーを活かした観光地を復活させるような事業計画をなぜ描けなかったのか。

今では、月に200万人もやってくる訪日外国人のおり立つ関空がすぐそこにあり、電車で40分につながっている利点を最大限に活かして、地域に溶け込み、地域と連携して人の流れを地域とともにつくっていくようなまちの活性化に資する観光地経営の視点に愛宕山を活用するプランで事業を進められ、なし遂げられれば、地域に仕事と雇用をつくれ、愛宕山の景観も持続的に保全でき、住民にも誇りを取り戻せる、そして町も、事業者として立派な社会的貢献事業だと称されたのではないのでしょうか。

事業者の利己的な理念や経営センスにちょっと矛盾や疑問を感じて残念な気持ちになったことを覚えています。

このように、何ら法的拘束力のない、どこでも事業が始められるために、周辺住民への説明もなしで、あちこちで太陽光発電事業が開始され、一部ではこういった歴史ある名所まで失われているという現状を、町としてはどのように考えておりますでしょうか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

ソーラーパネルにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、国から建築基準法の規定に該当しない通知により、法的規制が難しい状況となっております。

本町としましては、先ほどお答えさせていただきましたように、事業着手前に地元説明会を開催するなど、地元住民の理解を得た上で着手するよう最低限の対応を事業者に求めておりますが、町が把握できない事業もあり、地元からの情報を得て対応するケースであることから、今後、事前に情報を得るための方策などが必要であると考えてございます。

すみません、補足させていただきますが、この愛宕山につきましては、南海の所有地でございます、南海とも町のほうで協議をさせていただき、住民に対し説明し、理解を得て進めるように役場のほうからもお話しさせていただいたという状況でございます。

○道工晴久議長 お諮りいたします。

もう5時が来ますけども、若干延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、継続してやります。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど部長が答えていただきましたソーラーパネルを始めるとき、直前

に情報を得るための方策が必要かなということです。

それならば、事業者から届け出をしてもらうように、岬町として独自に景観条例を定めて太陽光パネル設置事業について一定の高さや面積を超える場合などは届け出を必要とするなどを規定してはどうでしょうか。

隣の和歌山県では、導入が増えている太陽光発電設備に関して、周辺の良い景観の調和を図る観点から、その設置行為について一定の高さを超える場合について、一定の築造面積を超える場合にも景観法に基づく届け出を求めることとなっています。

これに伴い、平成29年5月8日以降、一定の規模を超える太陽光発電設備の設置行為については景観法に基づく届け出及び景観形成基準への適合が必要になっているということです。

また、県内自治体である和歌山市、田辺市、高野町、有田川町の区域では、市や町が独自に条例を制定し、規制誘導も図っております。

その一つである和歌山市では、上記に加えて周辺住民への説明等を行い理解を得るよう努めることを盛り込んだり、地域の良好な景観資源、地域の歴史的、文化的景観資源、地域のシンボリック樹木等への近接を避けるということや、太陽光パネルの設置やパネル自体についても形態や意匠、色彩を規定したり、周辺の環境に合わせるよう植栽などに努めるよう指導したりして、細かくガイドラインを定めております。

このように、ガイドラインを定めることによって太陽光パネルの乱立抑制と災害対策、景観の保全、そして住民の理解を少しでも広げられると思うんですけども、岬町としても独自に太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドラインを策定する考えはないでしょうか、お答えください。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、国、府の動きでございますが、新規参入の発電事業者の中には、専門的知識が不足したまま事業を開始するものが多く、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等の問題が顕在化したことから、適切な事業実施の確保を図るため、平成28年6月、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設され、平成29年3月、資源エネルギー庁におきまして、そのための考え方を記載した事業計画策定ガイドラインが作成されております。

この認定制度は、事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するもので、円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合に経済産業大臣が認定を行うもので、事業実施中の保守点検及び維持管

理、事業完了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取り消しを行うことが可能とされてございます。

このことを受けまして、大阪府では認定権者である近畿経済産業局と大阪府の関係法令、所管部署、府、府内の市町村との連携会議が開催され、庁内における認可済みや未着手の案件の情報共有や、素案ではございますが、事業計画策定ガイドラインの適用を周知徹底するチラシの共有があり、トラブルの未然防止に向けた体制づくりを推進してございます。

なお、本会議におきましては、関係法令において指導できずにトラブルが発生している背景から、住民説明会の必須化を要望しておるところでございます。

以上のようなことから、太陽光発電事業の実施につきましては一定の抑止力が生じるものと考えますが、法的な指導は難しい状況となっておりまして、議員ご案内の観光を視点とした規制につきましては事業者の事業活動を妨げることがないよう勘案しながら、議員ご案内の和歌山県を初め他府県の規制等を調査研究し、大阪府や近隣市町と連携を図り、ガイドライン等の策定に向け情報収集等に努めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 太陽光パネルは半永久的に稼働するものと言われております。一度設置して事業を開始してしまうと、よほどの大きな事情がない限り事業をやめて元に戻すということはあり得ない事業ですね。

愛宕山の件でも、事業を始めてしまうと、過去のすばらしい景観にはもう元には戻せません。

岬町に多く存在する観光資源、それらが失われてしまう前に、早急に景観条例の調査研究を進めていただき、独自のガイドラインを策定することを強く要望しまして、この件は終わりにしたいと思っておりますけれども、また、次回以降、この件の経過報告もしくは進捗状況というのを求めさせていただきますので、どんどん進めていただきますよう、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、空き家対策のその後の進捗状況と空き家を活用する岬町への転入促進事業について始めたいと思っておりますが、さきの一般質問で取り上げました空き家対策と空き家バンク制度の見直しについて、前回から現在までの進捗状況等についてお聞きしたいと思います。

また、人口減少が続く岬町において、岬町への転入促進というのは最も重要な課題かなと思っております。

その中で、今回は、その空き家を活用した転入促進事業の可能性を探りたいなと思います。

まずは、前回質問しました倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫している、緊急度が極めて高いD判定の空き家と管理が行き届いておらず損傷が激しいC判定の空き家のその後の対策の進捗状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

岬町空き家実態調査結果に伴います建物老朽化とC判定、D判定の対応の進捗状況でございますが、まず、倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫している緊急度が極めて高いとされるD判定14件でございますが、空き家につきましては、土地の所有者などの調査並びに実態調査結果と照らし合わせて建物傾きの実測など調査可能な範囲で建物等の現地調査を講じてございます。

実態調査では、あわせて空き家等の所有意向に関するアンケート調査を実施しており、改修できていないものもございますが、定期的に維持管理をしている所有者もおられること、また敷地等の状況から周囲の建物への影響が少ないこともあることなどから助言、指導等の内容について慎重に検討する必要があると考えているところです。

なお、倒壊につながる建物の傾きなど、技術的な基準を設定する必要もありますが、大阪府や他市町村の事例等を調査研究し、定めていく必要があると考えてございます。

次に、管理が行き届いておらず、損傷が激しいC判定315件の空き家につきましては、件数も多く実態調査の内容を確認しているところでありますが、確認後、緊急性があると判断できる建物につきましては、現地確認調査を行いたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 倒壊等、緊急度が極めて高いD判定の空き家14件について、持ち主の特定まで終えているということで、連絡が取れる範囲にあるのかなと思いますので、あとは、しつこいようですが、くれぐれも手遅れにならないように、個別に状況に応じた助言、指導等を行っていただきたいなど、このように思います。

また、引き続きC判定の空き家についても、順次、調査を進めていただき、危機管理を高めていっていただければなど、このように思います。

次に、空き家の実態調査の中で実施しました空き家等の所有意向に関するアンケート調査で明らかになった空き家所有者によりさまざまな事情で困っている空き家所有者に対して解決策の案内やフォローというのはどのぐらい進んでいるかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

空き家実態調査に際して実施いたしましたアンケートでいただいたご意見への対応といたしましては、空き家バンクの資料を希望される方には建築課のほうから空き家バンクの登録案内資料のほうを送付させていただいております。

また、アンケートでは企画担当を問い合わせ窓口の連絡先として明記させていただいており、困り事等、個別にご連絡をいただいた方には相談内容に応じまして担当窓口の紹介や制度につきまして説明をさせていただいているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどお答えいただきました空き家バンクの資料とともに、前回も少しお伝えしましたがけれども、空き家所有について困っている内容についてQ&A、質問があつて答えるものですね。

例えば、質問、Qとして、修繕に必要な費用について困っているが、どうしたらいいかという問いに対して、答え、Aですね、空き家の除却や空き家バンクへ登録して空き家を活用する改修等に対して助成制度がありますよみたいな、そういう空き家所有での各種困り事に対する詳しい情報提供を、そういったQ&A形式で集約した簡単なチラシを作成して、固定資産税通知書に同封することだけでも、本当に困っていた方であれば絶対問い合わせに来ると思うんですね。何らかのアクションを向こうからやってくれるという可能性がぐんと高まると思うんです。

要は、こちらが待ちの姿勢ではなくて、それでは状況がなかなか進まないと思うんですね。ちょっとしたことでいいと思うんですけれども、こちらから所有者へアプローチするということが、所有者に自身の持つ空き家の課題を再度考えていただくと、そういう機会をつくるということが非常に大事なかなと思いますので、ぜひアプローチするという機会をつくることを前向きに検討していただきたいなと、こう思います。

さて、次に、私が提案した空き家バンク制度の見直し案である不動産業者が空き家の交渉や契約などの仲介を行うための不動産業者との仲介契約制度を廃止して、基本的には当事者間、要は、空き家の所有者と購入や賃貸希望者との直接取引ができる制度に見直す案ですけれども、あれから検討はなされているかどうか。

検討されているとすれば進捗状況をお聞かせいただきたいなと、このように思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

空き家バンク制度の見直しに関しましては、さきの9月議会で議員からご紹介のありました自治体の事例等について調べさせていただいております。

特に、登録物件の仲介を行う登録事業者制度の関連では、交渉契約は所有者と希望者の二者間で行うや、仲介は宅地建物取引業協会の会員事業者を紹介するという制度が多いものの、直接所有者と希望者が交渉する直接型と仲介を協定を結んだ宅地業者へ依頼する間接型の二通りの方法を採用しているところもございました。

本制度創設に当たりましては、利用者の安心に配慮し、登録事業者である宅地建物取引業者の専門家を仲介とする形態を採用しましたが、先ほどの二通りの方法のどちらかでも選択できる方向で今後見直しを考えてまいりたいと考えてございます。

この直接所有者と希望者が交渉する場合、交渉を円滑に進めるためのアドバイザーや契約書類等の様式の整備などが必要となるため、専門知識や実務経験が必要であることを踏まえて、直接方式や委託方式などとあわせて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ありがとうございます。

そうですね、直接契約型と間接契約型の二通りの方法をつくり、どちらか選んでいただける方向で見直されているということに私は異議はございません。

要は、この世の中多様な価値観が存在する中において、安心感を重視するという人もいれば、できるだけ気軽に安く済ませたいという方もいらっしゃいますし、また、ちょうどその中間という方もいらっしゃいますので、マルチに対応できるような制度にするということが登録を増やす上で重要なんじゃないかなと私は思っているんです。

直接契約型で必要となってくる契約書類等の様式の整備やオプションで選択できる交渉アドバイザーみたいな登録制度みたいなのも、どんな方でも満足していただける制度になるよう期待しておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、ここからは空き家の利活用についての質問をしたいと思ひます。

まず、空き家等を活用して住宅セーフティーネット機能を強化する目的で改正された国の法律、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、難しいですけども、いわゆる住宅セーフティーネット法というのがあります。

同法は、一部が改正されて、今年の10月から施行されているということですがけれども、岬町での同法の対策はどのように考えられているか。また、どのように進められているかをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

ただいま議員からご紹介いただきました住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法の一部を改正する法律につきましては、平成29年4月26日に公布され、平成29年10月25日に施行がされております。

今回の法改正は、高齢者や子育て世帯、障がい者など、賃貸住宅への入居が拒否される割合が高い住宅確保要配慮者が増加している一方で、総人口が減少する中で民間の空き家、空き室が増加傾向にあることから、空き家等を活用して住宅セーフティーネット機能を強化する目的で改正されたものでございます。

具体的には、空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、賃貸人が都道府県等に登録することや、登録住宅の改修、入居への支援、都道府県が指定した居住支援法人による入居相談や援助などが定められております。

法律の施行から間もないことから現時点では具体的な取り組みは行えていないところではございますが、本町では既に地方創生の取り組みの一環といたしまして賃貸住宅家賃の助成や空き家を賃貸住宅に活用するための改修等への助成を独自に取り組んでおります。

今後につきましては、大阪府と連携しながら必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 私のほうからは、新しい住宅セーフティーネット法と町営住宅についてお答えさせていただきます。

町営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を目的としたものでございまして、これまで、今回の住宅セーフティーネット一部改正に伴う住宅確保要配慮者である高齢者や子育て世帯、低所得者等、障がい者などの入居について既に配慮してきたところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 法律の施行から間がなくて現時点では具体的な取り組みは行われていないということです。

しかし、今までは公営住宅というのがその目的に沿う住宅として配慮されてきたのかなと思います。その中の一つに、現在も建設中の町営緑ヶ丘住宅がありますね。

ちなみに、町営緑ヶ丘住宅の入居者募集状況は今、どのような状況でしょうか、お聞かせください。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

緑ヶ丘住宅の入居者募集状況でございますが、平成29年9月4日から9月22日にかけて、本年度第1回の入居者募集を行い、子育て世帯を対象に41戸の募集を行ったところ、11戸の応募がございました。

引き続き、平成29年10月23日から11月12日にかけて第2回入居募集を行い、一般世帯、新婚、子育て世帯を対象に30戸の募集を行ったところ、15戸の応募がございました。

空き住戸につきましては15戸となっておりますが、今後、随時募集を行う予定としてございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 これまでにもさまざまな議論がありました町営緑ヶ丘住宅の現在の募集状況と応募状況がわかりました。

今までは、募集しても応募が少なくたくさんの空き住戸ができる可能性が高いのではないかなと心配しておったんですけれども、何とか残り空き住戸が15戸まで来たんだなということで、ほんの少しだけですけど、安心しております。

しかし、今後の募集状況によっては、応募件数が伸びないということもまだ十分あり得ることであり、引き続き注視していくべき案件かなと私は思っております。

話は変わりますけれども、地方創生の取り組みとして人口減少に歯止めをかけるべく、今、全国の自治体では転入促進の施策を自治体の特色を活かした形で展開されておりますけれども、その中の一つとして、多くの自治体で今、取り入れている空き家を活用したお試し移住という制度があります。

岬町の近隣では、泉佐野市がやってるんですね。お試し移住支援制度と題して事業を行っております。

大阪府では、府営住宅の空き室を市や町のまちづくりに活用する取り組みを進めているようで、泉佐野市は同市への移住を促進するために同市が府営住宅の空き室2戸を借り上げて、移住希望者、泉佐野市外在住の満20歳からおおむね40歳ぐらいまでの人に無償で最長6カ月間移住を提供するというものを行っております、今年の5月から来年の3月末まで事業を行っているということです。

移住に興味のある自治体で実際に生活してみて、確かめられるという機会があれば、移住に失敗するリスクも少なくなるので、町への転入促進を加速できるものと考えますけれども、このようなお試し移住制度を岬町でも取り入れる考えはないでしょうか。

また、その制度に町営緑ヶ丘住宅の空き住戸を活用してはどうかと少し思ってるんですけども、いかがでしょうか。あわせてお答えください。お願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

住まいを移すことは、生活をしていく上で大きな決断と労力が必要となってまいります。

議員ご説明いただきましたように、移り住んだ地でどのような生活や仕事ができるのかを事前に把握できれば安心して移住することができるかと私どもも考えております。

お試し移住やお試し居住というのは、移住希望者が一定期間移住希望のまちで実際に生活をして、そのまちでの日常の暮らしを体験してもらい、移住定住の参考としていただくもので、多くの自治体が行っているということを我々も把握しているところであります。

移住を希望される方に岬町に実際に住んでいただき、岬町での暮らしぶりを体験してもらう岬町版のお試し居住の取り組みにつきまして、現在、企画担当のほうでも検討を進めているところでございますので、今後、この事業についてさらに制度について検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 私のほうからは、お試し移住の緑ヶ丘住宅での活用はできないかということでございますが、町営住宅につきましては、先ほどもご説明させていただいたように、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会の福祉の増進を目的としてございまして、お試し移住に活用することは目的外使用となることから、基本的には活用ができない状況となっております。

しかし、目的外使用をする場合は、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律から供用開始後10年を経過し、国土交通大臣の承認を要することとされておりますが、住宅需要状況がある中では目的外使用の承認は容易ではないと思われまます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 まずは、お試し移住制度を検討されているということで、本当によかったかなと思います。

しかし、町営住宅の使用が難しいとのことですので、町営住宅以外で探す必要があるのかなと思いますね。

そうならば、やっぱり空き家の活用になってくるんじゃないかなと、このように思うんです。それには、着手し始めている空き家バンクの制度の見直しと並行して空き家の掘り起こし整備などを進めていかなければなりませんね。

やはり、今後のまちづくりには欠かせない資源となる空き家の対策、今後も今回のよ

うに進捗状況をお聞きしながら、新たな施策案を私からも提示させていただきながら検証していこうと思いますので、どんどんこの案件、進めていただくことを願ひまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、12月5日、午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。どうもご苦勞様でございました。

(午後 5時22分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年12月1日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 小 川 日出夫